

午前10時1分 開議

議長（真砂 満君） おはようございます。ただいまから平成16年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において14番 谷 外嗣議員、17番 島原正嗣議員の両議員を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第15号 例月現金出納検査結果報告から日程第5、泉南監報告第20号 例月現金出納検査結果報告までの以上4件を一括議題といたします。

本4件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 東 重弘議員。

監査委員（東 重弘君） ただいま議長の許可を得ましたので、平成16年7月、8月、9月、10月分の例月現金出納検査の結果を報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成16年7月分は8月27日に、8月分は9月28日に、9月分は10月28日に井上監査委員が、また10月分は11月30日に井上委員と私がそれぞれ監査を執行いたしました。

これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金預金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単ですが、例月現金出納検査の結果報告といたします。

議長（真砂 満君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 小山議員。

4番（小山広明君） 新しく議会選出の監査委員になられた東監査委員には、大変御苦労さまでございます。私も立候補したんですが、残念ながら議会の方から推挙されなかったんですが、その分あわせてよろしく頑張っていたきたいと思いません。

間違いがなかったという御報告ですが、本会議の質問の中にもありました1億円以上の滞納者の問題で、分納制度でやっとなというのは、私はこれは税の問題からいって正しい措置なのかどうか。そういうものはどういう担保をされるのかですね、分納もしないときとかいんなものを。

そして、当然、税を納めなければ差し押さえということは、速やかに1週間でしょうか、しないといけない。そういう措置をせずに、そういう分納で処理するあり方というのは、私は本来的な税のあり方からいっておかしいと思うんですが、この点について監査委員はどのような調査をし、見解を出されたのか、御報告をいただきたいと思えます。

それから、基金の問題でございますが、他の基金を一般会計に繰り入れて処理をしておるという問題について、ぴしっとやっぱり返済することが担保されてされとるのか。これもやはり極めてきちっとやらないと会計上問題だと思うので、そういう点について、新しく監査になられたわけですから、その点の調査と、またそれに対する判断をお示しをいただきたいと、そのように思います。

それから、各会計で収入が少なく流用しとるものがたくさん書かれておるんですが、こういう措置というのは一体正しいのかどうかですね。

例えば、2004年度の8月末現在というもので、ほとんど国民健康保険、老人保健特別会計がマイナスになってますね、歳入歳出の問題で。これを一時運用か繰り上げ これはジュウヨウと読むんでしょうか、そういうものがされとるんですが、こういうものはもう少しやはり歳入、支払いをするまでにきちっとする努力を当然すべきだと思うんですが、こういうものについて、そういう歳入努力ということが、そういうやはり歳入した中から支払いをするというのは当たり前で、普通の家庭や企業であれば、当然これは資金不足が起こるわけですから、そういう点ではやはり歳入する時期はわかっておりますので、そういう点での歳入努力ということは、私はこれは職務上ちゃんとしていないんじゃないかなという思いをこの数字を見て思いますが、その点についての監査委員の調べた結果と、その判断について説明をいた

だきたいと思います。

それから、現金調書が出ておるわけですが、泉州銀行泉南支店と、いろいろこう書かれておりますが、この辺の問題については数字に大変ばらつきがありますので、その辺はどういうような形でやっておるのか。何かそこに有利性があるのかということはどう調べたのか。

それから、もう1つは収入役が今不在ですね。これでかなり職務の内容からいえば監査とも重なる部分があると思うんですが、そういう点で監査委員の置かれた市民に対する責任というのは大きいと思うんですが、この収入役がおらないという問題について、行政を進める執行側の財政的な面の責任、チェックをする役割だと私は思うんですが、そういう者がおらない中でのこの市政運営というものは、監査委員としてはどう考えていらっしゃるのか。

続いて議案としても予定されておりますけども、収入役そのものをなくしてしまう。いわゆる執行側の方が財政のチェックをするという変則的なというんか、私はチェック機能が機能しない、そういう体制になるんじゃないかと思うんで、監査委員もやっぱり同じような立場で職務されておるわけですから、そういう点での収入役がおらなくなる状況というのはどう考えてるのか、その点について見解をお述べいただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 東監査委員。

監査委員（東 重弘君） お答えをいたします。何点かございましたので、抜けておりましたらまた御指摘をいただきたい。

まず、11億円に上る滞納でございます。これは、私は大変な問題であろうと。自主財源の確保には大変重要な問題である、このように思いますが、徴税制度から生まれた問題、これについて分納がどう行われて、それがどうこうと、こういうのが監査役の監査の範疇に入るかどうかということについては、私は当たらないんじゃないか。だから、これについては、もっと努力をして滞納分を取っていただきたい、こういう意見を毎回付して述べたいと思います。

そして、基金の流用、担保、これはもう当然のことでありまして、私も質問者と意は同じであり

ます。担保していただかなければ本来の目的は果たせない、これについても留意をいたしたいと思えます。

それから、2004年8月現在の繰上充用について、ただいま演壇で申し上げましたが、井上監査委員、この8月は私は直接この例月出納検査には立ち会っておりません。ただ、問題としては、繰上充用、これもやはり財政が苦しい。こういう中で、問題があるにしてもこういう予算を組まなければならない。ただ、その担保ということもこれから監査の目標にしていきたいと、このように思えます。

それから、収入役不在の問題でございますけれども、これは兼任ということで、理事者には大変御苦勞をかけますが、努力をしていただきたい。ただ、御指摘の監査の役割の重さはふえたんではないかと、これには質問者と意を同じくしております。

それから、現金調書のばらつき、これについて監査は、どちらをふやせ、どちらを減らせと、こういうようなことは執行権の問題にも及ぼうかと思えますので、このことについては答弁は差し控させていただきます。

以上であります。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 割と踏み込んだ御答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

今、11億円という表現に聞こえたんで、私、聞き間違いだったら申しわけないんですが、1億円以上の滞納が4件あるという本会議答弁ですね。私は、取ってほしいといっても、やっぱり払えないから払ってないんだろうと思うんですね、基本的にはですよ。

そうすると、やはりそういう措置ですね。払えないときの措置のあり方について、適当なのかどうかということを知りたいと思っております。すぐ差し押さえすれば、それで担保されるわけでしょう。それをしてないんですね。分納という行為をすることによって差し押さえしないんでしょう、これ理論からいえば。

そうすると、差し押さえしてない、どんどんその物件がほかの借金にやっぱり担保されて劣化し

ていって、結果的に取れないということになるわけでしょう、理論的には。だから、私は法に基づいてやることをやらずに、どういう理由があるんか知りませんが、どんどん滞納状態をほっといて、そして分納をするという、この手法ですね。これはどこに根拠があるのか。分納というのは、これはどうなんですか、手形とか小切手とか何か切るわけですか。契約書交わすわけですか。これは、小切手を発行することは手形を発行するよりも問題だと言われておるんです、一般的にはね。

だから、そういうことで、私は監査としては法にのっとった対応をするという指導をしないといけないと思うんですね。ということは、差し押さえなんですよ。この分納というのは、恐らく差し押さえを避ける意味で分納ということになると私は想像するんですね。別に差し押さえしたら分納しなくなっただけですから。向こうから言ってこないといけなくなるわけですから、このことを聞いとるんで、そういう点について御答弁いただきたいと思います。

それから、基金の流用は担保をしていくように言っておるということなんですが、言っとるんじゃないし、流用したときにちゃんといつまでに返すという、そういうことがちゃんと約束されて流用しとんのかという、そういう処理がされておるのかということを知りたいんです。これから言うという話じゃないんですね。

それから、8月現在のものというのは、例えばと言ったんで、10月もそう、一緒なんですよ。これ全部特別会計はマイナスですよ。大きいで、金額がね。そういうことで、やっぱり歳入をちゃんと、歳出の時期がわかるとるわけですから、そうかやっぱり歳出の問題を歳入あるまで待ってもらうとか、何かその措置があると思うんですね。簡単にこう繰上充用という措置、何から繰り上げしとるんかわかりませんが、その辺の処理の問題をお尋ねをしとるわけなんです。

それから、収入役の問題は、監査の職務が重くなるという認識をされた。それは私は大変賢明な御判断だと思うんですが、やはり監査委員としてこういう市政の運営の中で、収入役を置かずに、しかも今回はなくしてしまうというあり方は、市

政運営、特に財政問題が厳しく言われているときに、いわゆる執行者の側が収入役の役割をしようとしてるわけです。現在もしとるわけですね、ある意味で。

これではそれ行けどんどの行政になってしまうんじゃないですか。それがもっと輪をかけて、財政問題を解決しない方向に行く、そういうシステム、仕組みじゃないかということをやっとんで、監査委員はそういう点でやはり市政全般の市政運営を見とるわけですから、踏み込んだ監査が求められておるんですね。

そういう点で……（発言する者あり）あなた、人の発言しとるときに不規則発言やめてくださいよ。（巴里英一君「人の質問してるときに言うなよ」と呼ぶ）はい、お互いにね。だから注意しとるんですよ。

議長（真砂 満君） 質問を続けてください。

4番（小山広明君） だから、注意したときに私はやめとるでしょう。

議長（真砂 満君） 質問を続けてください。（発言する者あり）

4番（小山広明君） はい。ちょっと、やめさしてくださいよ。

議長（真砂 満君） 不規則発言も慎んでいただきたいと思います。

4番（小山広明君） そういうことで、収入役が不在という問題について、やっぱり監査委員としては、私はきちっと見解を述べて行政に正しい組織のあり方にする、そういう責任もあると思っておりますので、その辺の御見解をもうちょっと踏み込んでいただきたいと思います。

それから、各銀行への預金の預け入れ方のアンバランスはお認めになったわけですが、しかし、そのことは執行権を持ってないので言えないという見解ですけど、結果としてこういうばらつきがある問題は、やはり銀行も今、大変競争下にありますから、絶対安全・安心とは言えない、そういう状態であることはおわかりだと思いますし、またこの1,000万は保証しないという問題は地方自治体にも適用されるわけでありまして、そういう点からいえば、やはりもう少しバランスのいい預金のあり方ができないのかどうかという

のは、やっぱり監査委員としても関心を持って監査をし、また適切な指導をいただきたい。私はそう思いますので、この最後の点は私の意見にしますが、先ほど挙げました問題については、もう一度御答弁をいただきたいと、そのように思います。議長（真砂 満君） 東監査委員。（発言する者あり）静かにしてください。

監査委員（東 重弘君） 再度の御質問に御答弁申し上げます。

まず、分納においての差し押さえの問題でございます。

議会答弁、理事者の答弁でも、劣後であると。これは、制度的に地方税というのは劣後になりやすい。特に所得税関係は1年おくれでございますから大変な劣後になる、こういうこともあります。

御指摘のように差し押さえをするということは、これは執行権に当たることです。確実に取っていただきたいといえ、監査委員からは差し押さえをなさないと、そういうようなことは議会の審議にゆだねたいと、このように思います。

それから、基金の問題でございますけれども、お答えしたように、当然担保をしていただきたい。いつ幾日まで返せという話については、これも施策に関する問題でございますから、監査委員がいつ幾日まで返せというふうな具体的なことは、執行権に踏み込むことである。よって、担保をしっかりしていただきたいと、こういう意見を付すことにおいて監査を果たしていきたいと、このように思います。

それから、収入役の廃止でございますけれども、これはまさしく監査がどうこう言う問題やございません。市長が判断をされることであります。私は、この問題については立ち入ることはいたしません。

ただ、もう一つご意見をいただいたペイオフの問題でございますが、10月の例月検査で指摘をいたしました。ばらつきがあって、特に1,000万円を超える預金があるということをお指摘されてるんだと思いますが、それについては、官庁は市債の引き受け、これと相殺できる。すべて市債の方が多く、そのペイオフの心配はないと、こういうことであります。

以上。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

以上で監査報告4件の報告を終わります。
暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午後 1時25分 再開

議長（真砂 満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小山議員に対し、再度私より昨日に引き続き注意を申し上げます。

議会議員としての品位の問題にあって、この本会議場に議員として出席するに当たっての男性の服装は、最低限、ワイシャツ、ネクタイの着用をしていただくようあわせて申し上げておきます。

なお、質問回数につきましては、会議規則により2回となっておりますので、そのことを踏まえ質疑していただきますよう申し上げます。

次に、日程第6、議案第1号 泉南市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市公平委員会委員の選任につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。現在の公平委員会委員であります上林良一氏が平成16年12月25日をもって任期満了となるため、同委員の後任の公平委員会委員として山野良太郎氏を最適任者と認め新たに選任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の御同意を賜りますようお願いするものでございます。

なお、山野氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示ししているとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山議員。

4番（小山広明君） 上林良一さんが任期満了に

なったということで提案をされておるわけですが、公平委員会の活動実績をちょっとお示しをいただきたい。

それから、この公平委員会が真にはどういう目的で置かれておって、これまでの運営の中でどのような役割をしてきたのか、そしてその実績についてお示しをいただきたい。

そして、そういうものを受けて、今回の新しい委員にこの方を選んだ中心的な理由についてお示しをいただきたいと、そのように思います。

議長（真砂 満君） 廣岡総合事務局長。

総合事務局長（廣岡 昭君） まず、泉南市の公平委員会の活動でございますけれども、目的ということでおっしゃってありましたので、公平委員会につきましては、職員の勤務条件に関する措置の要件について審査・判定し、必要な措置をとること。また、職員に対する不利益処分に関する不服申し立てについて、裁決または決定を行う権限が地方公務員法に規定されておりますので、そういう活動を行うということでございます。

まず、泉南市の公平委員会におきましては、これまでこういう異議の申し立て等はございませんでしたので、そういう裁決等は行っておりません。ですから、今現在行われている活動といたしましては、委員会につきましては年2回開いております。職員団体の登録事項の変更届が出されますと、それについて審議をいただきまして、承認の上、職員団体に通知することにいたしております。

それと、委員さんにつきましては、近畿とか大阪府南部ブロック協議会の総会や研修会の方に出席をしていただいております。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 山野氏を選任した理由でございますが、ただいま事務局長が報告しました内容の活動をするにつきまして、山野氏は元職員で、しかも人事課長も行った経験がございます。そういう意味で、職員等のいろんな事情に詳しいということもございまして、また一方では理事者としても活動をされた方でございますので、その両面から考えまして、公平委員会委員として適任というふうに判断をしたところでございます。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） この地方公務員法という条文を読んでみますと、政党に入っているかどうかということもこの委員になるかどうかの要件にも加えられておりますし、そういう政党に偏らないと。同じ政党に入っとる方は委員を複数はできないとか、いろいろ規定がありますね、公平という観点から。そういう点で、この示された委員はそういう条件はクリアしておるのかどうか。

そして、もう1つは、やはり日本に幾つか政党があるんですが、今現在、公平委員をやられている方で政党に所属をしておるといふそういう方がおられるのかどうかですね。

もう1つは、政党に入っているかどうかということは、もっと前向きに考えるならば、やはり政党に入っている方を選ぶという考え方もあるわけですね。バランスよくですよ、バランスよく。だから、政党に入っている方は全部オミットするというんじゃないし、政党に入っとる方をバランスよく配置をするということもこの条文から私読めるんですが、そういうような人選ということは、市長は頭に置いてやられたのかどうか、そういうこともお聞きをしたいと思います。

それから、主に不利益な処分がされたり不利益な扱いをされたときの救済措置としてこの公平委員の役割があつて、それが報告によりまして一切そういう申し立てはなかったと、そういう報告でありますけれども、これはやはり立場が違って働いてる限り、いろんな不満なり改善点なりあるわけですね。なぜ申し立てがなかったのかということを実際の運営の中でどのように分析をされておるのか。

そういうことを、やっぱり民主主義社会の中ですから、何も無いというのは、ある意味で問題がないと言われるかもわかりませんが、やはり問題点が表に出るといふことで民主主義社会が機能しておると、そういう見方もあるわけなんです。私は後の方の見方なんです、そういう点ではやはり職員の待遇について、こういう公平委員会があるということ踏まえながら、どうであるのかということの結果的に申し立てがないということは言いわけでありますから、そういう申し立

てがあるようなことがないように努めるということ、矛盾しない1つの努めとしてあると思うんですが、そういう点でこの申し立てがないということについて、どう考えておるのかということをお答えをいただきたいと思います。

そして、そういう処分をするべき、処分する対象があっても処分しないということもあり得るわけですね。そういう点で私は、きのうも喫煙問題が議論されておりましたけども、私はもう一度服務規程を読んでみますと、仕事の時間中に席を離れてはならないということがきちっと書いてありますね。しかし、実際にはたばこを飲む方は、あそこに来てたばこを吸ってると。これは服務規程からいったら違反行為ですよ。

そういうことについてもきちっと、これは1つの例ですけども、毅然と職員の服務についてやっておるのかということも当然議論、関心になるわけですが、あと職員の市民に対する対応についても、本当に市民に信頼される職員のあり方を毅然としてやれば、処分ということも自動的にやはり起こってくる問題があると私は思うんですが、そういう点でお答えをいただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回上程いたしております山野氏については、政党に属しておりません。今後とも、政党に入っている人を選任する考えはございません。

議長（真砂 満君） 廣岡総合事務局長。

総合事務局長（廣岡 昭君） 先ほども申し上げましたように、申し立てはございません。ですから、申し立てがないということは、了とすべきであると私どもは考えております。

議長（真砂 満君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 今、局長の方から不利益処分がなかったという件について御答弁されました。それで、人事サイドからいいますと、当然この勤務条件等につきましては、職員団体とか、そちらの方で我々条件について話し合っておりますので、その中で対応しているということで、そういった不利益処分はないと、そういうふうに理解しております。

それと、服務規程の関係でございますけれども、

1つ例として禁煙の問題を議員取り上げられました。従前は職場内で喫煙するというものであったわけですが、それを今回、我々としましては分煙措置という形で現にさしていただいております。ですので、職員が喫煙するときには分煙ということで機械の方で吸って、そのときには席を立つという形でたばこを吸っているということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（真砂 満君） ほかに。（小山広明君「最後。最後に議長。最後にちょっと」と呼ぶ）

以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。申し上げます。さきにも言いましたように、会議規則では質疑回数2回となっております。それに基づいて質疑をしていただきますようお願いを申し上げますし、本件に関しましては、質疑者の質問に対しまして理事者側の答弁は十分に達しておると判断いたしております。

討論に入ります。討論はありませんか。

小山議員。

4番（小山広明君） 反対の立場で討論させていただきたいと思います。

1つの反対する理由は、議会で十分意を尽くした議論ができない。議長は十分されたという判断をされておるわけですが、されたかどうかというのは、主体的には議員個々が考えるわけでありますから、もっと議員の立場に立って議長は御判断をいただきたいと思います。

先ほどの答弁の中でも、政党に所属しておる人はこの公平委員には採用しないということを明確に言ったわけですね。これはやはり今、政党政治とか、政治的にいろいろ活動するというのは、民主主義社会にとっては大変重要な市民的な1つの立場ですよ。ある意味では、多数な人々の立場と言ってもいいんじゃないでしょうか。現実的には政党に所属しておらないということはあっても、それはよしと私はしない。

そういう中で、政党に所属している人を採用しないというんか、選ばないというのは、至って私は民主主義社会においては手続上問題があると思います。ちゃんと条文にも、政党に所属しておる

方を選ぶ場合にはこうだと、いろいろそういう条件がつけられておるんですね、いわゆる1つの政党に偏しないようにという。

そういうことですから、積極的に考えるならば、やはり政党に所属している人をバランスよく採用すると。もちろん、労働組合を基盤としたような政党もあるわけでありますからね、私はこのことは問題である答弁だと思います。

この委員そのものについては私はわかりませんので、否定も肯定もいたしませんけれども、こういう手続において私は……（発言する者あり）手を挙げて言っていたら。私も人間ですから、まずいところあるんで、その指摘は手を挙げてちゃんと異論を言ってくださいね、議事進行もあるわけですから。

そういうことで、私はもう一度繰り返しますが、この方についてはよく知りませんので、いいとも悪いとも言えないということの私の判断を言っとるわけです。

そういうことで、先ほどの理由も含めて、この公平委員の選任については反対をしますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。異論があれば、討論できちっと言ってくださいね。その方が、これが公の場ですから。よろしく申し上げます。（発言する者あり）

議長（真砂 満君） 議員各位に申し上げます。議員の発言については、先ほど来、また昨日も議長の方で注意を申し上げておりますけれども、十分に注意をした中で発言をしていただきますようお願いを申し上げます。

ほかにございませんか。 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（真砂 満君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。（発言する者あり）お静かに願います。

次に、日程第7、議案第2号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題いたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第2号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書5ページをお開き願います。現在の人権擁護委員でいらっしゃいます亀岡 弘氏が平成16年12月31日をもって任期満了となるため、同委員の後任の人権擁護委員として赤井千恵子氏を最適任者と認め新たに推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書7ページにお示ししているとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） 本件に関し、ご意見等ありませんか。 小山議員。

4番（小山広明君） この人権擁護委員法に基づく議会の意見を求めるということで提案をされとるわけですが、泉南市の今、人権に関する問題点とか事案とかいうものがどういう内容があるかということを御説明いただきたいと思います。

憲法にもうたわれておるように、やっぱり人権ということの基本にした憲法構造になっておりますが、決して憲法9条とも同じように、憲法に沿った社会が今実現しておるとは言えないわけですね。そういうことに今、私たちの社会が向かっておるわけなんです。

しかし、私は今の時代の流れというのは、人権が守られるという方向よりも、どんどん国家主義というんですか、国というものが前面に出てきている流れがある中で、この人権という問題は地方自治体においては大変重要な課題だと思いますので、泉南市の人権状況というものをお聞きしたい。

それから、もう1つは、この方を推薦する理由ですね。これは学校の先生を経験をされた方ということで提案されとるんですが、私は学校の先生

がどうと言うんじゃないんですが、やはり先生は常に子供たちに向かって教える立場という、そういう職業、経験を長く勤めておられたわけですね。どうしてもやっぱり上から下に見るといって、まあ職業的にはそういう部分が強い私は性格だろうと思います。

そういう点で、私は人権という問題は、むしろ本当に生活をしている、本当になかなか人権が守られない、職業的にもパートとか、なかなか正業につけないという、そういう人たちの立場を経験した、そういう方が私はこういう人権擁護委員にふさわしいのではないかと。こういう学校の先生とか公務員の方がこういう委員によく出てくるわけなんですけども、私はもっとこういう場にこそ、市井の市民というんですか、本当に行政とか、学校の先生もある意味で公務員ですね。そういう立場ではなしに、そういう公務員的立場でない方をむしろ出してくるということの方が私はふさわしいと思うんですが、そういう議論なり検討はされたんでしょうか。

以上です。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 選任の理由について、私の方から御答弁を申し上げます。

この人権擁護委員の推薦する基準というのが1つありまして、「市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて」云々ということがございます。そういう1つの考え方に沿った中で人選をさしていただいております。

したがって、この方も教育者として今日まで活動をされてこられまして、もう既に退職はされておられますけれども、人格、識見ともここに定められております基準といえますか、考え方に合致する方ということで選んでおりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（真砂 満君） 橘人権推進部長。

人権推進部長（橘 正三君） 人権擁護委員さんにつきましては、当然市長が推薦して法務大臣が

委嘱するということになっております。各種の相談業務とか、あるいはそういうことに携わっていただきまして、特に人権問題の相談業務に携わっていただいているという形でございます。

ただ、法務大臣が委嘱いたしまして、所管が岸和田の法務局の方になりますので、その人権内容というんですか、それは市の方には報告等はございませんので、ちょっとその内容につきましては我々の方ではわかりかねておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） この泉南市議会の中で議会の議決を要する事項なんですね。それが岸和田にあるから内容についてわかりませんという、こういう答弁では、やはり提案するからには、これまでの人権擁護委員の活動ぶりなり、泉南市だけを担当しとるんではないかもわかりませんが、やっぱり泉南市における人権状況を高めていくと、憲法に近づけていくということですからね。実情がどうであるかということが全然わからなかったら、また実情によっては人選のあり方も変わってくると思うんですね。いろんな分野、報道関係も弁護士も、また青少年団体等、いろいろどこから選んでもいいわけでしょう。そして、やはりその人権問題の特徴によって、新しく選任をする場合には、そういうことは当然選ぶ場合の関心になるんじゃないでしょうか。

全然わかってないと。そんなんじゃ全然、議会では議論できないと思いますよ。だから、そこは2回に制限されとるんで、再度答弁していただいたら、私そのことについてやっぱり問題があるなと思っても発言できないような状態、窮屈な議論になつとるわけですよ。このことは議長にもぜひお願いしたいと思っております。

それから、市長が説明した広く社会の実情に通じた方ということで、私は先ほど言いましたね、学校の先生の性格というのを。私が提案した中でもし選べるとするならば、青少年団体の中からは、こうなるわけですね。

特に、やはり人権問題で、なかなか進んでいるように進んでない。競争社会になってくるとだん

だん人権が軽んじられるというのは、これは資本主義社会、競争社会、負け組、勝ち組がはっきりしてくると、これは物すごく大事な今の社会状況ですよ。

私も議会に入って、みずから人権というものを自分の問題として考える機会が多いわけですけども、そういう点ではやはり一般社会、余り行政の中で経験のないの方が、実際そういう人権に対する問題を自分の問題として経験されたの方が私はベターではないかなと思うんで、再度市長に答弁をいただいたんですが、今後のあり方も含めて、やはりそういう公的な立場でなかった方を選出をしていくと。これは議会の議論の事項ですからね。やっぱり議会というのはいろんな立場を代表してここに集まるとるわけですから、そういう人たちが同意できるようなことのためには、私はそういう公の立場の経験のない方も委員の中には加えていただきたいなと思うんですが、意見も加えて市長の再度の御答弁をいただきたいと、そのように思います。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 現在、本市の人権擁護委員さんの定数というのは6名になっております。できれば、別に地域の限定はありませんけれども、できるだけ広い範囲で選んでいきたいということで、今回、現在の擁護委員さんは西信達地区から出ておられる方でございます。したがって、西信地域でどなたかということを一応念頭に置いて選んでいっております。

それと、最近の傾向として、できるだけ女性の方にもいろんな役割を果たしていただきたいという意味もございまして、今回は女性の方をお願いしようということにいたしております。

それと、最近の人権相談等で結構多いのが、やはり学校でのいじめとか、あるいは教育に関することが結構ふえてきておりますので、そういう意味も踏まえて教育経験者という形で選ばしていただいております。

したがって、他に本市におきましてもさまざまな形の方、ボランティアで一生懸命働いておられる方とか、あるいはその地区で活動されてる方とか、そういう方々、いろんな立場の方を推薦をさ

していただいておりますので、今言われたように教育者ばかりだということではございませんで、その辺のバランスもとれているのではないかと、いうふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（真砂 満君） 橘人権推進部長。

人権推進部長（橘 正三君） 人権擁護委員さんの職務内容といたしましては、自由人権思想に関する啓発普及をなすこと、民間における人権擁護運動の助長に努めること、人権侵犯事件につきその救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への報告等適切な救済方法を講ずること、生活困窮者に対し訴訟援助その他その人の人権擁護のため適切な救済方法を講ずること、その他人権擁護に努めることというふうになっております。

具体的には、定例の人権相談を我々人権推進部の方の部屋で行っておりますし、また憲法週間、人権週間には特設の人権相談、また当然法務大臣から委嘱されております人権擁護委員さん個人の資格でございますので、自宅における人権相談というんですか、また電話等で本人さんの方に相談があればそれにも応じていただいております。当然、岸和田の人権擁護委員、法務局の方の所管になりますので、そちらの方の事業にも参加していただいております。

ただ、内容がわからないと申し上げましたのは、人権擁護委員さんが相談を受けられた内容については、当方は承知しておらないということを申し上げたということでございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する意見等を終結いたします。

お諮りいたします。本件はこれを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第8、議案第3号 泉南市市税賦課

徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第3号、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。まず、提案の理由でございますが、平成16年度の税制改正のうち、平成16年11月10日以降に施行されるものについて、本市関係条例において所要の措置を講ずる必要から本条例を提案するものであります。

議案書11ページをお開き願います。改正の内容の2点につきまして、概要を御説明申し上げます。

まず、個人住民税における老年者控除につきましては、12月31日現在に65歳以上で合計所得額が1,000万円以下の場合は48万円の所得控除の適用がございましたが、平成16年度地方税法等の改正により廃止され、その施行日が平成17年1月1日のため、平成18年度課税分より適用されることとなりました。

続きまして、固定資産税に関する事項を御説明申し上げます。

公有水面埋立法による埋立地のみなし課税にしましては、都道府県、市町村、財産区や地方開発事業団等については固定資産税の納税義務者等から除かれておりますが、新たに合併特別区を加えるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 大森議員。

10番（大森和夫君） 助役のところ、ちょっと聞き逃したんで、申しわけないんですけども、高齢者にとってこの控除の廃止というのが増税につ

ながるといふうに思うんですけども、その範囲とか人数、金額、つかんでる範囲で御報告願えますか。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 今回、個人住民税にしまして、第18条関係で老年者控除の廃止ということで、これまで48万円控除されておりました。そして、平成17年の1月1日から施行ということで、実質18年度課税分より適用されるわけなんですけど、影響額といたしましては、16年度の課税の状況のベースということで、対象者が約1,300人、影響額が約3,400万円となっております。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 大森議員。

10番（大森和夫君） 国の方針でなかなか市の方の考えを反映するのは大変だと思うんですけども、こういう措置というのは、今やっぱり高齢化の中で、不況の中で、お年寄りによっては増税にもなるという大変な施策だといふうに、本来なら、私は高齢者の立場に立てば増税となって反対すべきものだといふうに思うんですけども、その辺の市のお考え、答えられる範囲で構いませんので、答弁お願いできますか。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 私ども国の税法が改正されましたら、それに従って課税していかなければならないと考えております。もしも課税しなかった場合、交付税としては、当然3,400万入ったというような形で計算されますので、その75%は交付税で算入されるということになりますので、実質2,600万円程度の歳入が不足するといふうになってまいります。私たち今それだけでなくも財政事情は厳しいので、地方税法に基づきまして課税させていただきたいということでございます。

議長（真砂 満君） ほかに。 松本議員。

9番（松本雪美君） 1つだけ大森議員の追加で聞きたいんですけど、そうするとこの高齢者の方が控除を受けることができなくなるわけですけど、年金額でいえば幾らの方から税金がかかってくるということになるんでしょうかね。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 課税の最低限度ですが、65歳以上の方で313万6,000円というふうになってまいります。

議長（真砂 満君） ほかに。 小山議員。
4番（小山広明君） いとも簡単に3,400万の市民負担がふえるという、こういう説明ですね。世の中これ、行政的にはそうせざるを得んのかもわかりませんが、市民感情、いわゆる政治家の立場からいったら、今このような公共的な市民負担を認める状況にはないと思うんですね。小泉総理が消費税を値上げする状況はないと、あれが政治家の発言ですよ。実際からいうたら消費税上げなあかんわけでしょう。だから、やはりそういう政治の姿がこの泉南市にも見えないといけないんじゃないですか。そのとりでとなるのが地方自治体、特に市長の責任じゃないですか。

私はそういう点で、それはお役所的に言えば上げないといけないという理由はいっぱい並べられますけども、市民の生活に立てば、私がきのう言ったように、100円値上げしたことで4割から減るのが現状ですよ、いろんなさまざまな理由はあるとしても。

そういうところに立つならば、3,400万、1,300人の方に影響を与えるようなものを政治的に私は認めていいのかどうか。もっとほかにいろいろ捻出方法がないのかという主張が、この議案を提案するのにどこまで市長、政治家として意見が入っておるのか。それが見えない。

市長はいろいろなところで厳しい意見を国にも言っとるといふ発言はありますけども、具体的内容は見えないですね、きのうでも。何ぼだったのをどこまで押し返したんだと、そういうものの議論があって、初めて我々は実のある議論に入っていけるんですよ。そういうことで、この問題を市長はどういうつもりで、この市民生活を眺めた中で出てきたのか。私は答弁をいただきたいと思えます。

それから、この文言の中にいろいろ、合併特別区以外の者がとか、いろいろ合併という文言があるんですが、これはやっぱり合併絡みの何か意図がこの改正の中にあるのかどうかですね。何が何

でも合併をさせなあかんということで、きのうからも議論もありますけども、やはりどンドン、どンドン国は思ったとおりいかないから、それを反省するんじゃないしに、より強力な意味で市町村にいろんな権限を押しつけてくる。そのことに市町村が防波堤となってその間違いを正していくということが地方自治体の役割だと私は思うんですが、そういう点で市長ね、これから、これだけじゃないですね。どンドンいろんな形での、改正という形での改悪が進んでくるとは、市長も御存じだと思えますね。市民を守るために政治家市長はどう頑張るのか、それを市民の中にやっぱり示していただくような議案の提案の仕方をぜひしていただきたいと思えます。いかがですか。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは地方税法の法律改正に伴って条例改正をするものでございますから、増税になる場合もあるでしょうし、あるいは過去においても減税という措置もあったわけでございますから、それはやはり国の方針、地方税法という法律のもとに各自治体がそれに従って変えていくというスタンスでございますから、これは国のその法律改正に準じて改正をしていくということでございます。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 何か私が力入れて今の現状と政治家市長の役割について、おこがましいかわかりませんが、意見を申し上げましたが、全く私は通じてないように思いますよ、それはね。

国が決めるんですよ、もちろん。その決め方が市民の立場に立ったらどうなのかということが大事でしょう。あなたは市民に選ばれた。国に選ばれたわけじゃないんですよ、言うまでもなく。したら、それが市民の立場にとってどうなのか。今も言ったように100円上げるだけで4割減る、これが市の現状ですよ。そこに立つならば、あなたは提案に当たっては、あなたの政治家としての色が出なかったら、市長の提案じゃないでしょう。それはコピーじゃないですか、国からやってきたらこうなんだと。ここで議案を議会に出して議会がそれを認めなかったらできないんでしょう、これはっきり言えば。

私はそういうことで、やっぱり市長はもっとこの議案を出す中に 今の答弁だったら、全くあなたは手加えてないですね、これは。そう認めてもいいですか。私は、あなたが主体性を持って、あなたの立場で責任を持って市民に、いや法律が変わったんだから出してきました、そんなもん市民は納得しませんで。私は、それが今、地方自治体に願われておる役割だと思うんです。それがこれまでのあり方と違うことを、市長も新しい市会議員を迎えて、あなたも変わってもらわんと困りますよ、今までと違うやり方を。何も見えないじゃないですか、これやったら。こんなんでも議会がどないして認めるんですか。ないんですか、あなたの全く色は。そのまま出してきたんですか。再度答えてください。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 法治国家でありますから、こういう税法というものはその根幹にかかわるものがございますから、国の方針、それに従って地方自治体も遵守をしていくということでございます。

議長（真砂 満君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、所管の総務文教常任委員会に付託をいたします。

次に、日程第9、議案第4号 泉南都市計画新家駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第4号、泉南都市計画新家駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。平成16年4月1日に施行された都市計画区域の広域化に伴う都市計画区域の名称変更により、本市におき

ましても地区計画の名称の変更が生じたので、本条例を提案するものであります。

15ページをお開き願います。改正内容につきましては、各条例中の「泉南都市計画」を「南部大阪都市計画」に改正するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。 小山議員。

4番（小山広明君） これ提案をされとるんですが、改正の根拠法みたいなんあるんですかね。地区計画の名称変更には、どこによって名称変更したのかですね。

この変更によって具体的には泉南都市計画というのは南部大阪となったんですが、これはエリアが広がったと、字の文言から見れば思うんですが、そのことによって実際の運用についてどう変わってくるのかということをお説明いただきたいと思っております。

議長（真砂 満君） 馬場都市整備部長。

都市整備部長（馬場定夫君） 御質問の名称変更の経過について御説明をさせていただきます。

まず、地方分権一括法におきまして改正されました都市計画法が平成13年度に施行されたことによりまして、市・府の都市計画の役割が明確にされたわけがございます。その中で、ただいま助役の方から御説明ありましたように、本年の4月1日に都市計画区域の広域化に関する名称変更が提案されまして、過日の11月26日の本市の都市計画審議会におきまして、府から意見照会なり本市のただいま上程されております都市計画関係の部分の関係を付議されまして、泉南市決定に係る議案としまして9件、府決定の意見照会部分諮問が5件ございまして、それがただいま言いましたように、11月の26日に決定されております。

それを受けまして、本市の関係します条例の表題部分でございます3つの地区計画、新家駅南地区の地区計画、りんくうタウン南・中地区の地区計画、樽井三丁目・馬場二丁目地区の地区計画の条例に対しまして、従前から泉南市都市計画云々の部分が広域化に伴います南大阪都市計画云々と

変更するものでございまして、条例部分の冠称の変更をご提案させていただいているものでございます。

以上でございます。（小山広明君「これ、文言間違ってます。泉南都市計画、南部大阪都市計画と違うんか」と呼ぶ）泉南都市計画の部分が南部大阪と名称変更するものでございます。

議長（真砂 満君） 勝手にやらないでください。池上都市整備部次長。

都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 根拠法令の関係で御質問ございましたので、御答弁させていただきます。

都市計画法でございます。以上です。（小山広明君「まだ残ってるよ」と呼ぶ）

議長（真砂 満君） 小山議員、再度指摘の上、回数に含みませんのでよろしく。小山議員。

4番（小山広明君） この改正によって具体的な運用にどういう影響があるのかということを知りたいんですが、影響がないのかあるのか。あるとすればどういう影響があるのか。南部、広くなったわけですからね。何かそこを御説明をいただきたい。

議長（真砂 満君） 池上都市整備部次長。都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） お答えいたします。

冠称の変更でございますので いわゆる名称ですね。今まででしたら都市計画関係の計画決定事案につきましてはすべて泉南都市計画という名前がついてたものが、都市計画区域の変更によりまして、大和川以南につきましては南部大阪ということで上の名称ですね、名称の一番頭につく部分が変わったということで、中身の変更はございません。

以上です。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） いや、だれが考えても今まで泉南都市計画ということで事業をしてきたわけでしょう。それが大和川以南を一括にしてやるとなれば、例えば事務所をどこに置くんか知りませんが いやいや、僕は聞いとるんですよ。エリアが大和川以南になったんでしょ、今の説明では、大和川以南のこの関係する法律というか、条

例はそう運用されていくわけでしょう。今までは泉南市だけのことで運用しとったわけでしょう。それがこの名前を聞くだけやったら、どこか大きな事務所が堺にでもできて、何か申請に行くときにはそこへ行ってやらなあかんのかとか いやいや手振るけど、あなたの今の説明だけだったらその辺が全然わからないんですよ。大和川のことで泉南でやるんか、変わらんということになるならばね。

だから、全然あなたの説明では想像しかできないので、実際の実務ではわずかなことの変更かもわからんけども、なぜ大和川以南になったのかという理由の説明もないし、なったことによって実際の事務はどうなるのかという当然の疑問が起こるでしょう。回数限られとるわけやから、おもんばかってちゃんとわかるように丁寧に御説明くださいよ。あんた、大和川以南いうたら物すごい広いじゃないですか。そこを包括した条例、都市計画法か、地域計画区域云々でしょう。何の影響もないんですよ、ほんとに。なぜないのか、ないんだつたらないで、説明してください。

議長（真砂 満君） 中谷助役。

助役（中谷 弘君） 先ほど根拠とかいうような説明をさせていただきましたけども、法律の改正によって広域化を図るということになったわけでございますが、要するに今、生活の中ではかなり広いところまで人が移動するというこの中でそういう広域化の流れがあるということで、そういう形になってきたわけでございますが、今、大和川以南ということでございますが、大阪府全域を4つのブロックに分けてということで、南部大阪については堺から以南23の団体全部の区域を1つの都市計画区域と定めておるわけでございます。

それで、これは大阪府区域を4つに割ってるわけでございますが、大阪府には大阪府としての都市計画のマスタープランがございまして、大阪府は、府が決定すべきような広域的な幹線道路とか幹線事項につきまして都市計画決定をするということでございまして、市町村については、市町村の区域の中で個別的な都市計画について、市内の市道とか公園とか、その辺の都市計画の決定等につきましては現在の行っている部分と同じ形で、

市町村に密着した分については従来の形と同じ形で都市計画区域の決定等は行っていくということでございますので、今の都市計画のやり方としては変わらないんですけども、広域的なものをやりやすいという形の中で、そういう流れとして変わってきたということで御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（真砂 満君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、所管の産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、日程第10、議案第5号 泉南市きれいなまちづくり条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第5号、泉南市きれいなまちづくり条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。本条例の制定により、空き缶、たばこの吸い殻等のごみの散乱や空き地の放置などによる生活環境及びまちの美観の阻害を防止し、地域の人々や泉南市を訪れた人々にとって美しい魅力あるまちづくりを推進するものであります。

条例の内容につきましては、19ページから21ページをお開き願います。

第3条から第6条におきましては、市の責務、市民等の責務、事業者の責務及び空き地所有者等の責務を規定し、第7条におきましては投棄の禁止を規定、第8条及び第9条におきましては回収容器の設置・管理及び空き地の管理に関する義務規定を置き、第11条及び第12条にはこれらの義務規定に違反した場合の勧告及び氏名等の公表に関する規定を置いたものであります。

なお、張り紙、張り札等の屋外広告物につきましても、第10条におきまして上位法令を遵守する旨の原則規定を置いたものであります。

また、この条例は平成17年4月1日から施行

することとし、従前の泉南市あき地の適正管理に関する条例は、本条例にその内容を統合するため廃止するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 松本議員。

9番（松本雪美君） この泉南市きれいなまちづくり条例というのは、できるだけだれが読んでもわかるようなものに、ふさわしいものに、市民がわかりやすいものにしようということで、いろいろ字句の修正なんかも行われたと、こういうふうに聞いているんですけども、これは条例制定された場合、市民に対してはこんな条例ができましたよということを啓発をしていくことも大事だろうと思いますし、当然、常識の行為でない非常識な行為で、ごみを捨てたりとか、いろんな看板を電柱に張ったりとか、そういうことがもし行われた場合、当然そういう場合については注意とか勧告やとか、そういうことはするということと、それからそういうことが規定づけられてるわけですけども、もしそういうことを注意した場合、聞かなかった場合はどういうことになるのでしょうか。

それから、当然、まちをきれいにするということですから、そういう人がたくさん集まる場所には最低限ごみ箱の設置なんかも1つは考えていくことも必要ではないかなというような気もするんですけども、ごみ箱を設置すれば当然その回収ということも起こってくるでしょうが、自分で出したごみは自分で処理するというのは基本です。それはわかっているんです。わかっていますが、そういうことを守らない人も出てきて放置されてるとい、ごみの捨て場になってる部分というのもよく見かけるんですよ。そういうときの対応というのはどうされるのでしょうかね。

先日も、樽井の漁港へ行ったときに、もう大変なごみで、もう見るに忍びないんですよ。そして、心ある人はそういうごみを集めて海岸で燃やして、一定ボランティアみたいにして処理をしてくれてた方がいらっしゃいましたわ。私は、そう

いうものを含めて、勝手に燃やしたらダイオキシンのこともあるだろうということで、そういうことも注意を受ける場合もあり得ますよね。

だから、ボランティアの人たちも、そういうことをしたいと思ってもできない場合もあるわけですからね、一定そういうごみ処理の問題については、こういうもので縛れなくて、本当にごみが山盛りになってるときに、一体どうしたらいいんかということ、やっぱりきちっと具体的にどうすればいいかということを書いてあげらなあかんと思うんですよ。相談に来られた方もいらっしゃいますしね。その辺については、どんなふうに対応されていくのでしょうか。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 1点目の件でございますけれども、今回の条例をつくって注意しても聞かなかった場合とかいうようなことでございますけども、この条例の中で書かしていただいていますように、勧告とか、最大限公表ということになるんですけども、お名前の公表をして、この辺のところをきちっと守っていただけなかったという形になるかなというふうに思います。

2点目ですけども、ごみが山盛りになつてというような場合ということでございますけれども、またこのようなとき、公共的なものとかいうときにつきましては、いろんな方法をお話ししていただきましたら、まとめていただくとかいうふうになりますと、回収とかそんな形のは、公共的な話については考えさしていただきたいと思いません。

ただ、個人的なものにつきましては、原則はやはりごみは自分たちで処分していただくと。お持ち帰りいただくとか、そういう形が一番適切かなというふうに思いますんで、その時々に応じた形の対応をさせていただきたいと思えます。

申しわけございませんでした。これからこの条例が制定されますと、市民の方々にはいろんな形での啓発を進めていきたい。当然、広報誌なんかでもこんな条例ができましたよというような形は進めていきたいと思えます。

並びに、この条例を制定いたしましたら、あとまたいろんな形で拡大的に出てくるような施策に

ついてもいろいろ発表さしていただいて、いろんな対応というんですか、市民ぐるみでまちをきれいにしていきたいというふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） ちょっと樽井の港のことを例に出さしてもらったんですけども、見るに無残な状態というのがあらわにある場合、そういう場合はどこにどういうふうに書いていったらいいんですかね。これは、まちをきれいにしたいという住民の思いが私たちに寄せられて、どうしたらいいんやと、ごみ箱もないでと、固めてもごみ箱もないと、せめてもごみ箱ぐらい置いてくれよと、こういう意見が出てますね。

そういうことを含めて、まちをきれいにするという思いから、泉南市としてもそういうことには、当然その団体とかいろいろあるでしょうけれども、注文をつけたりとか、そういうことも起こってくるんでしょかね。ちょっとその辺のことについては、どう住民としたら対応したらいいのか、聞かせてください。

議長（真砂 満君） 宮内環境整備課長。

市民生活環境部環境整備課長（宮内忠司君） お答えいたします。

先ほども漁港という具体例を挙げて御質問いただいたわけですが。先ほど部長がお答えさしていただきましたように、やはり基本的にはその管理というんですか、その管理者の義務かなという感じはいたします。

ただ、もちろん私どもの方、まず御一報、よくあることですけども、御連絡いただければ、現場確認の上、その管理者と協議しながら進めるというのが実際の実務、そんなふうに行っていきたいと思えます。

以上です。

議長（真砂 満君） 成田議員。

16番（成田政彦君） 素朴な疑問ですけど、今、犬の飼育者が非常にふえて、市道とかそういうところに、公園もそうですけど、都市においては犬のふんの条例をつくって自分で非常に厳しい規制を加えてるところがあるんですけど、これはそれが抜けとるからね。犬のふんも、まあそら使用者が自

分で取りゃそれだけ、空き缶だって自分で飲んで捨てるんだから いや、ほんま、犬のふんというのは今、社会的に大きな問題で非常に困って、そのふんのするところまで用意せえて、そういう要求の出とる市もあるからね。

だから、犬のああいう点については、これはなぜ抜けたのか。これは要求されたらやる。岬町は何かそういう条例ができると聞いとるけど いや、できとんねや。そういう条例できてる。あるねん。泉南市もこの中に何で入れた方がええと僕は思うんだけどね。その辺どうですか、そういうような犬のふんは。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 確かに今、成田議員御指摘の部分につきましては、この条例をつくる時にいろいろ議論させていただきました。ただ、結論的には、ペットの管理ということにつきましては、やはり飼っておられる御本人のマナーの問題が非常に多い。行政の方からその辺のかかわりを持っていくというのは、非常に難しいんじゃないか。

それと、もう1つは、大阪府動物愛護及び管理に関する条例と、これは既にございますので、その辺のところでは対応できるんじゃないかということで、今回その辺のところはごみ等という形の中で表現させていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 成田議員。

16番（成田政彦君） 例えば、泉南の市立の公園の砂場とかああいうところやね。ごっつい犬のふんで、子供たちが遊ぶときに非常に困るとと。犬のふんの処分をどうするんやと。都市によっては、砂場に市が網をかぶせるとか、そういうことまでやってむだなお金を使わなきゃならないということが大分言われとるんです。

例えばマナーという問題やったら、そらあなたの言うとおりです。しかし、例えば空き缶を捨てようとした人を注意すると。これはマナーで、犬を飼とる人がそこでふんを取らんかったとき注意すると。これは同じような行為であるもんで、やっぱりマナーとして、マナーを言うならば、やっぱり犬のふんあたり、これ全市内的な問題です

からね。少しはそういう点を入れて飼育者に注意を喚起すると。犬を飼ってはいかんと、そういうこと言うるとんと違いまっせ。きちっとそういう後始末は迷惑かけぬようにするというのが僕は必要やと思うんですけど、それはどうですか。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 成田議員の御意見、先ほども私、御答弁させていただきまされたように、我々としても議論はしたわけですが、すけれども、先ほど言ったような理由で、犬のふんもごみというような形の中で含んでおるといこととで今回つくらしていただいたということとでございます。よろしくお願ひします。

議長（真砂 満君） ほかに。 成田議員。

16番（成田政彦君） 僕の聞いとるのは、ABC委員会がこの犬のふんとか、こういうやつを全市内に張とるでしょう。だから僕、聞いとんねや。あれ張るとしたら、きれいなまちづくりをするために犬のふんは注意しましよととか、それからごみを捨てない、そういうやつを全市内に張とるやん。だから、きれいなまちづくりをするなら、ABC委員会が同じようなあんな絵をつくってやとるんだから、なぜそれだけ抜けたか疑問だと言うとるわけよ。だから、これも「紙くずその他これらに類するもの」に入るのかね。それをちょっと聞きたかったんや。

議長（真砂 満君） 明確にお願ひします。梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） お答えさしてもらいます。

第2条の中の用語の意味、この中の（1）の「ごみ 空き缶」とかいう中でありまして「紙くずその他」、その他の中に先ほどおっしゃられました犬のふんとかそういうものを入れていこととでございます。よろしくお願ひします。

議長（真砂 満君） ほかに。 井原議員。

8番（井原正太郎君） このきれいなまちづくり条例については、私の認識は、前回も担当部の方で非常に御苦労いただいて形を整えてまいった経過がある中で、特に罰則規定ということがかねてから問題になったと思うんです。今回も投棄の禁止であったり、あるいは勧告であったり、公表

であったり立入検査と、このようにとどまっておるんですけども、罰則規定まで入れなかった背景は何なのかということを示していただきたいと思えます。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。
市民生活環境部長（梶本敏秀君） 井原議員の御質問です。

罰則、罰金というんですか、こういうことも含まれるかと思うんですけど、具体例では罰金なんか施行しているというところにつきましては、近所では和歌山市とか阪南市さんが空き缶のポイ捨てとか、そういうふうなことで規定されてるかというふうに思います。最も有名なのは東京の千代田区で、たばこのポイ捨てとかそういうような形で過料を実施しているというようなことでございます。

このような事実はございますけれども、実際我々もこの辺のことを協議というんですか、進めていく中で、確かに抑止効果というのはあるかなと思うんです。ただ、その罰金を徴収するかその辺になりますと、非常に実務的に難しい面がたくさん出てまいります。これがあれで、和歌山さんとか阪南さんも事実そういうのは設けてはおるんですけども、実際その料金を徴収したというふうなことは聞いておりません。千代田区の方におきましても、当初はそういう形でいっておりますけれども、現在は徴収していないというようなことを言っておられます。

ですから、その辺の実務的に非常に無理が出てくるのではないかなという意味で、今回そこまで入れなかったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（真砂 満君） 井原議員。

8番（井原正太郎君） 何も罰則そのものを私は了とするわけではないんですけども、もうちょっとこの条例を生きたものにするためには、先進都市の例にもありますように、やっぱり泉南市はひとつこの辺が、例えば学校区であったり、あるいはまた健康、保健の区域であったり、そういうふうな特色のある地域に関しては特色のあるような制約を設けてもいいんじゃないかなというふうなことから、このような質問をさせてもらいました。

それから、この経過措置の中の3がありますね。泉南市あき地の適正管理に関する条例は廃止をするというふうなことになっておるんですが、この泉南市あき地の適正管理に関する条例、ここはかなり厳しい罰則規定があるんですね。もちろん、管理者の責務は言われておるんですが、指導、勧告、それから措置命令、代執行までできるというふうな内容になるとるんですね。このようなものがこの条例を制定することによって廃止になるということは、私はマイナスになるところが非常に多いんじゃないかな。

現に私は今、松本議員も例を出して質問されておったんですけども、空き地の管理が悪くてどうしようもないというような地域があります。問題提起をしておるわけなんですけど、結論からいえば、言うことをきかなんだら管理者に措置命令から代執行まで及ぶようなものが、この新しい条例ではそういうことできませんね。だから、非常に後退した、この条例を制定したことによって後退した内容になりはしないかと非常に危惧するわけですが、この点いかがですか。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 今、井原議員御指摘のとおり、あき地管理条例の中では代執行ができるというような形になっております。そういう形にはなっておるわけでございますけど、これ昭和54年ぐらいにできまして、ほぼ20年ぐらいたつんですかね。これぐらいたっておるんですけども、実際のところは代執行までした覚えというのはございません。なぜかといいますと、やはり空き地の草刈りということでございますので、そのときに一度代執行いたしますと、半年もすればまた次の草が生えてくる、そうやっていきますと、どんどん、どんどん代執行が積み重なって、その費用面の回収、この辺のところはしなければならぬんですけども、実際のところそのような形にはならないかなというふうに思います。ですから、今まで代執行したことがないということが1点でございます。

今回、この美しいまちづくり条例をつくったら空き地の管理はどのようになるかということでございますけども、その代執行をとりますと、今ま

でやっておりませんので、現在と同じような形で持ち主の方に我々の方から行政指導をさしていただいて、早く草を刈っていただきたいというような形で何回も何回もお願いするというような形が続いていくかと思えます。

ですから、今回条例は廃止いたしますけれども、進め方としては今までと何ら変わりなくやっていくつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（真砂 満君） 井原議員。

8番（井原正太郎君） 空き地の管理で、えらいすんません、3回目になりますが、今草刈り等の例を出されたんですが、私が当局、担当部にいつもお願いしておる事案に関しては、かなり深刻なもんですね。穴があって非常にヤブカが発生して困ると、あるいは建物が風のたびに近隣の方のお家に接触してもう困り果てると。これが10年、大きな事件から大変な月日を刻んできとるわけです。それで何もできない。この事実がありますね。

そんなことは、単なる注意、注意、注意で済ましていいものかどうか。今回のこういう条例でさらにそれが緩和されるようなことになったら、私は非常に残念だなと思うんです。

今は草刈りの例で答弁いただきましたけども、大きな穴があって水がたまっておる、建物が中途半端な管理で、それが風の吹くたびに近隣の建物に接触する、あるいは物が飛んできて困ると、こういうふうな事例は現によく御存じやと思うんですね。

そういうふうなことからすると、僕はもっと厳格な条例制定と、そして空き地管理条例そのものがなくなるというのは非常に残念だなというふうに考えますので、再度答弁をお願いします。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 今回、この美しいまちづくり条例を制定いたしますと、今まで以上には、空き地管理条例の中では代執行ということがありましたけど、実際行ってない。今度は、美しいまちづくり条例の中では、氏名の公表、持ち主さんが管理していただかなければならないのに放置したりするようなどきには、氏名の公表

というような形が出てまいります。ですから、これは持ち主にとってどちらになるんかわかりませんが、その辺の制度も今回設けておりますので、今度はまた違う、今までの空き地管理条例と違うような形の対応でもって、その辺のところの処理はできればなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（真砂 満君） ほかに。 島原議員。

17番（島原正嗣君） 付託する委員会に私は属していませんからお尋ねするわけですが、これは総務常任委員会の場でもちょっとお尋ねをしたんですが、この条例自体は一種の法律行為ですわな。日本は法治国家ですから、権利、義務というものも発生しますから、その中には加害者、被害者というのは必ず出てくると。そういう点からすれば、今、井原議員さんの方から御指摘のありました一定の賞と罰の規則、あってもどうかというような感じがいたします。

問題は、お尋ねしたいのは、前回これ所管の常任委員会でいろいろ議論されて、出したのか出さないのかちょっと忘れちゃったけども、出すといって1回引っ込めましたわな、これ。あと、白紙にした後の検討をした結果がこの今出されてる条例ですけども、前回の条例と今回提出をされた条例とどこが違うのか、どういうことを改正したのか、どういうことを検討されたのか、一回お伺いをしたい。これが1点です。

それと、空き地管理の問題でありますけれども、必ずしも民間の方が保有してる空き地だけではなく、我々樫井川の周辺に住んでおりますから、河川敷の斜めになったとこ、若いときは河川敷へ上がって草を刈ったり溝掃除もしましたけども、その管理は、二級河川は御存じのように大阪府の管理ですわね、これ。そういうところも、府の方に対してもやっぱりきちっとした市の場合もそうですけども、何も民間だけの規制ではなしに、そういう官庁が抱えている空き地空間についてもきちっとした対応をしていくというふうにやる必要があるのではないかなというふうに思います。まず、それから答えてください。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 1点目の前回のときとということでございますが、今回の条例につきましては、昨年の12月議会前にございます委員協議会の方に一度目の素案というんですか、そのときは美化推進条例ということでしたけれども、そのとき出さしていただきました。そのときから議論をいただいて、16年の2月の5日、2月の24日という形で御議論をいろいろいただいたところでございます。

それから以降、厚生消防の委員さんにおかれましては、5月に北海道の方の視察に行かれまして、この辺の美化条例ですね、これらのことについても勉強されてきたところでございます。

その前、9月前の協議会の方に私どもの方から、この条例案とそれから今までの条例案ですね、普通のタイプの分と二手を出さしていただきましていろいろ御意見を聞いたところでございます。

ですから、一番最初のときの条例とというふうになりますと、大きな違いは、今回はです・ます調の形で条例をつくらしていただいております。ですから、その語尾がです、何々しますという形になっております。

それと、条例の性質といたしまして、やはり宣言条例的なもの、市民の皆さんと一緒にまちをきれいにしましょうというみんなの気持ちを出すというんですか、気持ちで一緒にやってみましょうというような形の条例に姿勢が変わっているということでございます。

2点目の河川敷でございますけども、これはもう当然管理主体が大阪府であれば大阪府にもその辺の管理というのを適切にやっていただきたい。泉南市は特に今回この条例が定まりますと、この条例もできましたので、大阪府にはその趣旨を徹底していただきたい、このような形でお話ししていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 島原議員。

17番（島原正嗣君） 前回準備した条例内容と今回提案してる内容というのは、そない変化がないということですね、ある意味では、そういうことなのか、そういう理解でよろしいかな。これが1点です。

もう1つは、原則はきれいなまちにしたいと、こういう御説明でございますけども、何やごみやとかたばことか、あるいは空き缶とかいうだけの問題でなしに、きれいなまちにしたいというんなら、もっともっと根本的なまちをきれいにする方法があるんじゃないですか、ごみ以外に。例えば、これだけもう電柱が立ち並び 電柱だけじゃなく、電話の線もそうですけども、例えば私の前なんか、昔はもう二、三本しかなかったんですよ、電柱にしても。今は読んだら150本立ってます。電柱の数はもう針の糸のようで、ごちゃごちゃとずうっと張りめぐらしてありますよ。

これも1つは、やっぱり生活上、その地域における方は環境上問題があるという理解をしてもらわないと困りますよ。風なんかでも、今まで電柱に当たった風が、1本や2本やったらしれてますけども、そこへ10本も20本もあつたらヒューヒューいうて、えらいもう風の音が何か当たってるような感じを受けるんですね、その周辺に住んでる人は。

それはそれでよろしいんですけども、例えば本当に泉南市が日本一のきれいな住環境をつくるというなら、我々よく空港委員会で鹿児島空港に行きましたわね。この中で行ってるかどうか、行政はわかりませんが、昔あった鹿児島空港というのは海岸の近くにあったと思うんですが、今は山の方に上がってるんですが、その昔あった空港なんか、もう電柱は1本もありませんよ。鹿児島県でもモデル地域になってますけども、今やってる宅地行政なんかは、すべてもうコストが高くつくから電柱にということでおしまいにしてるんでしょうけども、埋設できるようなモデル地域も、そうおっしゃるなら考えていく必要があるんじゃないですかね。私はそう思いますよ。

たばこや空き缶も問題ですけども、かえって電柱や電信関係の建物自体でも私は美観を阻害している問題になってくるんじゃないかなというふうに思いますよ。これはやっぱり将来の本市の都市計画上、一考を要する問題じゃないですか。

それと、今直ちに条例を変えてそうせえと言うんじゃないんですけども、将来的にはそういう電柱のない泉南市、モデル的な地域泉南市と言える

ような美化条例を考えていくべきではないか。今出されているのは、ごくごく人間として自然の生活の中で義務というんですか、それを果たしなさいと、違法行為はやりなさんなという勧告的な条例ですからね、これは仕方ないにしても、そういう点ではやっぱりもう少し将来考えていくべきではないかというように思います。国際都市というのはそんなもとと違いますか。私はそう思うんですが、その認識について。

それと、いずれにしても不法条件か不法行為かということで違いますね。不法条件というのは、余り規則や犯罪、悪いことに対しての罰則をつけるのはどうかと思いますが、不法行為ということになりますと、民法上やっぱりちゃんと被害者は守られるという法律があるわけでありますから、先ほど井原先生がおっしゃったように、一定の罰則規定というものは将来考えていくべきじゃないかなと思います。

成田議員おっしゃったように、私もタベ遅なったから、ちょっと残業しておりまして9時半ごろ市役所を出て家へ帰った。駐車場に入ると、えらい、ちり紙があちこち散乱して、また犬のふんここへしたん違うかなと思って行ったんですよ。これはほかしとかなあかんと思ってぱっとやったら、人間のうんこなんよ。ああいう建物ですから、わからんとこに急を要する場合がありますから、してくれただと思うんですけども、私にとっては大変ありがたい迷惑なんです。

犬のふんも、この前も委員会で言いましたように、そりゃ、ふんと言えるかどうか。最近のワンちゃんは大きいから、大変、歩いたり踏んだり越えたりしますから、美観的に心証を害する部分もありますから、どこかに書いてるという話ですけども、家庭で飼うてるこんなちっちゃいワンちゃんは別ですけども、そら僕らより大きい犬を3匹も4匹も連れて歩く。私の地域は最近随分と人間の人通りも多くなりましたんで、そういうことについてもやっぱりきちっと整理していけるような、あるいは地域が皆協力してきれいなまちにできるようなことをやってほしいなと思います。

それから、ボランティアの方々にもひとつ、我々も地域的にはやっていますけども、もっと市から

PRをして、本当にみずからきれいなまちをつくらうというアピールをするというふうな考え方は将来あるのかどうか一回御答弁いただきたい。

以上です。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） まず、1点目の一番最初に出した条例と今回変化があるのかということでございますけれども、策定して各委員さんの御意見を聞く中で、いろんな御意見をいただきました。そして、特に変わっておるといのは、屋外広告物の分を今回の条例の中に追加させていただいてるということが大きな変更点ではないかなというふうに思います。

ほかについては、語尾とかその辺のところの改訂はいろいろございました。御意見としては、罰則の御意見も十分拝聴したところでございますが、今回こういうふうな宣言条例ということでございましたので、その辺のところを、御意見として賜ったんですけれども、入れてないというのが事実でございます。

それから、電柱のないまちなんですけれども、やはりこれはいつかそのようなまち自身を電柱をなくして地中化しますというふうな形で、一部のモデル地区をつくったりというふうな場所も日本であることも確かに聞いております。

ただ、本市の取り組みとしてそれを今から既存のまちの中でできていくのかということ、なかなか非常な費用も方法もかかってくると思います。ですから、今回はごみの件からスタートして、泉南のまちを少しでもきれいにできたらなというふうなことでございますので、この辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、あと、今後市民の人との協力ということでございます。我々もこのきれいなまちづくり条例ができ上がりますと、あと市民の人に啓発をさせていただいて、現在ありますアドプト制度、例えば道路を地区の人たちで掃除してくれるような制度とか、公園の制度とか、このようなものの後押しもひとつしていきたいなというふうに思っていますし、それから、屋外広告物につきましても、最近ほかの市では市民に対してそういう撤去を委託できるというような制度もございます。ですか

ら、この辺のところも市民の方々と一緒になってきれいなまちを目指して進めていきたいというふうに考えてますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（真砂 満君） 島原議員。

17番（島原正嗣君） 質問ではなしに、意見を言わしていただきます。

せっかくこんな立派な、苦勞して所管の常任委員会等でも検討されたわけですから、私は条例をつくること自体は何も拒否をするではありません。ただ、仏つくって魂入れずでは、せっかくのこの条例も生きてこないわけでありますから、これが生かせるような、全市民に対しても協力を要請して、一人一人の市民が本当に善意な行為でやると、きれいなまちになったと言えるよう、やっぱり市長が中心になってぜひこの条例の的確な運用に当たりますように、ひとつ希望意見として申し上げます。

以上です。

議長（真砂 満君） ほかに。 東議員。

12番（東 重弘君） 1つだけ簡単にお聞きをしたいと思ひます。

12条の名前の公表についてであります、これを適用すると積極的情報の公開ということになるかと思ひますが、守秘義務との関係をどのように考えておられるのか、まずそれからお聞きして、次、質問させていただきます。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 氏名の公表ということでございますが、その時々事例にもいろいろよってまいります。まず、個人なのか会社組織なのか、その辺の取り扱いも当然変わってくるかと思ひます。

それと、公表に当たっては、やはり我々ちょっと今考えておりますのは、公表するかどうかというんですか、それらを含めて検討委員会のようなものを我々だけではなくて組織をした上で、その公表に当たっての取り扱いを考えていきたいということでございます。その部分はもう少し時間をいただいた上でまとめていこうというふうなことで考えておりますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（真砂 満君） 東議員。

12番（東 重弘君） それでは、この条文はこのまま残してこの条例を議会に提案するということですが、午前の監査委員に対する質疑の中にも滞納問題がございました。税の滞納は国民の3大義務の1つの義務を果たさない、こういうことになろうかと思ひますが、先年どこかの公園を買収するときに滞納問題が出まして、議会としても98、100条というような話も出ました。当時の助役は、たとえ100条であっても名前は公表しませんと。私は、この条例の定めるものと納税の義務というのは、おのずと重みが違うと思うんですね。これは公開するけども、守秘義務で公開せえへんと、こういうことにはどういう説明をしていただけるんか、ひとつよろしくお願ひします。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） ただいまの御質問でございます。

現在、市の中では行政手続条例、こういうものがございます。ですから、その手続に従った中で公表に向けてその辺の先ほど言うた検討委員会です、その中で議論をいたしましてやっていく。ですから、公表するという形のその手続を踏むために検討委員会の中で考えていきたい、このように考えてますんで、よろしくお願ひします。

議長（真砂 満君） ほかの部署の答弁ないですか。 市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 先ほどの件、ちょっとややこしいお話で申しわけございません。

行政手続の中で名前を公表しますということにしますときに、当然その中で御本人に対する弁明の期間というのがございます。ですから、それを我々行政手続で、特にそういうふうな処分が起きてきたときに、こういう形で処分をさせていただきますよ、公表させていただきますよと。その次には、手続法の中で出てくるのが2週間ぐらいの弁明の機会があります。ですから、その弁明の間でどのような形になるのか。それを過ぎて我々の方で今回行政処分する中で公表しますよということについて何の対応もなければ、これは公表させていただきますと、こういう流れになってくるということです。ややこしいですけど。

議長（真砂 満君） 守秘義務との整合性の問題も言われておりますけども、そのことに対しての答弁ございませんが、環境整備部以外での答弁ございませんか。 総務部長。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） 今の議論を聞いておると、条文は公表するとなつておるんでしょう。この内容は公表するという原則を決めとるわけやから、今の議論は僕はちょっとすれ違つておると思うんですね。ちょっと議長、整理していただきたい。この事案は、こういう場合には公表するということが提案があるんですよ。それを検討委員会にして、もし公表しないということが決められるという答弁もおかしいし、今の質問者も公表どうなんねと、それは議会でちゃんとしたらいいんですよ。（発言する者あり）ちょっとすれ違ってますよ。手を挙げて言うて下さいよ。僕はそう思うんだから。

議長（真砂 満君） 小山議員の御意見ですが、私は先ほど議長の責で促しているように、質問者の質問に十分にまだお答えいただけてないというふうに判断をさせていただいて、今、総務部長を指名いたしました。答弁をいただきたいというふうに思います。谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 職員の守秘義務についての解釈でございますけれども、これは地方公務員法の第34条に秘密を守る義務というのがございます。その中で、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと。それは職を退いた後もまた同様とすると、こういったことがありまして、ただ、この秘密というのはどういうものかというのは、これはいつも議論されるんですけども、一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になるといった、そういった客観的に考えられるものを言うとき、こういうふうに規定されております。

ですので、この守秘義務といいますのは、それを例えば公表するということが、個人的に、あるいは事業者でもそうですけども、それで利益の侵害になるというふうに想定されるというんですか、解釈されるというときには、それは守秘義務に反

するということになると思います。

ですから、その一定一定の事案によって、それが実際に一定の利益を害するとか、その辺の判断というのが一番大事になってこようと、こういうふうに思います。それは守秘義務に反することか否かという、要するに解釈ということでございます。

議長（真砂 満君） 東議員。

12番（東 重弘君） 今おっしゃってんのは行政の判断でしょう。こちらは何かに諮って決めて……。おかしいと違う。第一、この条例を出すときに、そういうことは先に組織をつくるなり、それと今言ってるように、利益を阻害する、3大義務を私は言うてるのに、払わん者の利益というのは何を守ってやるんですか。これも利益を害しますよ。子供は、そんな公表されたら、あそこのお父さんはほって皆に迷惑かけてると、そういうことになるんじゃないですか。そういう議論でいくと、すべて利益を、今、島原議員が言われた不法行為に絡むようなものを公表すると利益を阻害するんじゃないですか。

私はそう思うんで、どうも答弁としては不十分、議長の判断、もうこれで3回目ですから、議長にお任せしますが、その辺の答弁はしっかりしていただきたい。

議長（真砂 満君） 梶本市民生活環境部長。

市民生活環境部長（梶本敏秀君） 何回も申しわけございません。

先ほど私言ってます検討委員会といいますが、氏名公表の処分当たるかどうかの前段でいろんな形の守られないことがあったら、それをやるかどうかをそこで決める。それで、そこに決めた場合は、先ほど言ったような形で公表という行政処分に入ってまいります。

それで、先ほどの利益の件がございませぬけれども、これは行政手続法の中で、その方々に先ほど言いましたような形で弁明の機会を与える、その期間の猶予を持たず、それで弁明がなければそのまま行政処分の中の公表をすると、こういう並びになっていくと思います。

ですから、ちょっと答弁いろいろややこしくて非常に申しわけございませんけども、今言ったの

が最終的な考え方でございますので、よろしくお願ひしいと思います。

〔東 重弘君「議長、ちょっと1点だけ。もうあきまへんか」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 付託案件でございますので……（東 重弘君「そのことをお願ひしようと思わうんですが。もうよろしいわ、そうしたら」と呼ぶ） わかりました。東議員。

12番（東 重弘君） 部長ね、原課の今の答弁ですよ、ずっと。私は、再質はそういう質問してない。議長もお示しのように、付託議案でございますから、こういう議論があったということを含んで十分審議していただきたい、このように思いますから、これで終わります。

議長（真砂 満君） ほかに。

〔北出寧啓君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） 先ほど小山議員からの議事進行の指摘がなされておりましたけれども、議事進行の場合、先ほどの議論は、議論の内容等にかかわるもので、それは議事の運営及び調整は議長にありますので、その点に関する議事進行というのは非常におかしいのではないかと。例えば、議案から逸脱したとか、不穏当発言だとか、そういう形式に当たる議事運営に関して議事進行なさるべきであって、今の場合は非常に似つかわしくないというふうに思いますので、議長の方でその議事進行の要件について整理していただきたいと思います。

〔小山広明君「違います。議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 進行に対してお答えをしますので……（発言する者あり）北出議員の御意見に対してお答えをさせていただきます。

北出議員の御指摘は理解をしたつもりでありますから、その御指摘のとおり私は議会の運営を今させていただいたところでございます。十分に御理解をいただきたいというふうに思います。議事進行につきましては、御指摘のとおり、運営等についての御指摘をいただければ結構かというふうに思います。

〔小山広明君「議長、質問です」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） ほかに。 小山議員には、手は挙がっておりますが、厚生消防常任委員会にこの案件につきましては付託をさせていただきますので、十分にその委員会で御議論をいただきたい、御質疑をいただきたいというふうに思いますので、この場での質疑につきましては御遠慮いただきたいというふうに思います。

ほかに。（小山広明君「そんなん、おかしいですよ。そのことを踏まえて質問してくださいというのが今までのパターンじゃないですか。おかしいじゃないですか、それは」と呼ぶ）運営は私に任されておりますので、そういうふうに判断をさせていただきます。〔小山広明君「そんなことはあなたに任されてないよ、こんなもの」と呼ぶ〕

以上で本件に対する質疑を終結いたします。ただいま議題となっております……（発言する者あり） 静かにしてください。ただいま議題となっております議案第5号は、所管の厚生消防常任委員会に付託いたします。（小山広明君「異議あり」と呼ぶ）

次に、日程第11、議案第6号……（小山広明君「異議ありて言うてるやないか。それできんのか、異議ありと言ったのに」と呼ぶ）できます。静かにしてください。（小山広明君「できへんやろ、そんなもん」と呼ぶ）静かにしなさい。（小山広明君「いや、できないでしょう、異議ありと言った場合」と呼ぶ）静かにしてください。（小山広明君「議案の付託について異議ありと言ったらできないじゃないですか」と呼ぶ）

次に、日程第11、議案第6号 収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定についてから日程第15、議案第10号 泉南清掃事務組合理約の変更に係る協議についてまでの以上5件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案5件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま一括上程されました議案第6号、収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定についてから議案第10号、泉南清掃

事務組合理約の変更に係る協議についてまでを順次御説明申し上げます。

まず、議案第6号、収入役の事務を助役に兼掌させる条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。地方自治法の一部を改正する法律が平成16年11月10日に施行され、収入役を置かないことができる旨の規定が人口10万未満の市にまで適用が拡大されたことに伴い、本市におきましても収入役を置かずに助役に収入役の事務を兼掌させる措置を講ずることとし、また当該措置に合わせて関係条例を改正するため、本条例を提案するものであります。

改正の内容及び関係条例の改正につきましては、議案書25ページに記載のとおり、本則において収入役を置かず助役にその事務を兼掌させる旨の規定を置き、附則において関係条例中の収入役に関する規定を改正するものであります。

次に、議案第7号、泉南市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書27ページをお開き願います。本議案は、議案第6号により提案させていただきました収入役の事務を助役に兼掌させる措置を講ずることに伴い、収入役の用語を使用している部分について改正を行い、あわせて用語の適正化を図る必要がある部分についても改正を行うため、本条例を提案するものであります。

条例の内容につきましては、議案書29ページに記載のとおり、「収入役」の用語を削り、また旧組織の名称を使用している部分についての改正を行うものであります。

次に、議案第8号、泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。本議案につきましても、収入役の事務を助役に兼掌させる措置を講ずることに伴い、収入役の用語を使用している部分について改正を行い、あわせて不要な規定を削除する改正を行うため、本条例を提案するものであります。

条例の内容につきましては、議案書33ページに記載のとおり、「収入役」の用語を削る改正を行い、また職務代理の旅費に関する特例規定の削除を行うものであります。

次に、議案第9号、南大阪湾岸南部流域下水道組合理約の変更に係る協議につきまして御説明申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。本議案につきましては、収入役の事務を助役に兼掌させる措置を講ずることに伴い、南大阪湾岸南部流域下水道組合理約中の組合収入役の選任に関する部分において所要の変更を行うに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町であります泉佐野市、阪南市及び岬町と協議するについて議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容につきましては、議案書37ページに記載のとおり、南大阪湾岸南部流域下水道組合理約中において、組合収入役の選任について規定する部分に収入役の事務を兼掌する助役を加える措置を講じるものであります。

最後に、議案第10号、泉南清掃事務組合理約の変更に係る協議につきまして御説明申し上げます。

議案書39ページをお開き願います。本議案につきましても、議案第9号と同様、収入役の事務を助役に兼掌させる措置を講ずることに伴い、泉南清掃事務組合理約中の組合収入役の選任に関する部分において所要の変更を行うに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市であります阪南市と協議するについて議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容につきましては、議案書41ページに記載のとおり、泉南清掃事務組合理約中において、組合収入役の選任について規定する部分に収入役の事務を兼掌する助役を加える措置を講ずるものであります。

以上、収入役の事務を助役に兼掌させる措置に伴う条例につきまして、議案第6号から議案第10号までを、簡単であります。まとめて説明させていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） 途中ですが、3時40分ま

で休憩をいたします。

午後3時19分 休憩

午後3時40分 再開

議長（真砂 満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議事を継続し、議案第6号から議案第10号までの以上5件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。 大森議員。 10番（大森和夫君） 先ほど議案書の説明があったんですけども、何で収入役が要らないのかということが具体的にわからないんですよ。そういう減らしても可能だという国の法律ができたというのはわかりますけども、何で泉南市が減らすのか、なくすのかという理由をきっちり説明していただかないとね。これは多分説明いただけだと思うんですけども、もう少し詳しい、わかりやすい説明をしていただかないと困ります。

それと、10万人以下ですかね、市町村はできるといことで、他市というか近郊の都市の状況も知らせてください。

それから、収入役の仕事をどのように分担していくのか、それからその分担の際に仕事がふえた方がそのために仕事が滞るようなことがないようにしていただいていると思うので、その対策についてお答え願いたいと。

それから、3役、5役というような形で収入役が入ってましたけども、それが1人減るといことになりますので、そういう意味で権限が集中すると言うたらちょっとオーバーかもしれませんけども、大きく意見を反映するためにどのような対策をとられているのか、その点についてお答えください。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 従来から町村においては置かないことができるということになっておりまして、昨今のいろんな社会情勢の中で、人口10万人未満の市においても収入役を置かないことができるという法律改正がなされました。これはもともと特区申請を大阪狭山市さんがされて、それが認められたという経緯がございます。それも受けまして、要するに特別職として収入役を単独で置くということについて、やはりこれか

らの時代を見据えた場合に、兼任という形も可能ではないかということで法律改正がされました。

本市におきましても、従来から収入役を置いておりましたが、ことしの3月で退任されて以来、職務代理者という形で置いております。これは1つは、やはりこれからより厳しい時代を迎えていく中で、特別職として収入役を置くということよりも、もっと合理的にといいますが、事務を所掌させて、そしてこれからの厳しい時代を乗り切っていくという意味も含めて助役に兼任をさせたいというふうに考えているところでございます。

近隣ということですが、この周辺では貝塚市さんが先般可決されたと聞いております。大阪狭山も可決されたということですので、今議会でということになりますと、泉南市が大阪府下では3市目ということになります。

それと、兼任される人の事務負担ということですが、助役に収入役の役目を持たせるということですので、地方自治法170条に定められております収入役等の権限というものについては助役がそれを執行するということになります。

事務的には、今現在、会計課で事務処理を行っておりますので、実務そのものについてはそんなに変わらないというふうに考えております。ただ、一部専決規定等あたりはもう一度見直す必要があるというふうには考えているところでございます。議長（真砂 満君） 答弁漏れございませんか。

大森議員。

10番（大森和夫君） 市長がおおむねお答えになって、僕はやっぱり不十分だと思うんですよ。もうちょっと市長の足りない分とかね。というのは、例えば社会情勢とおっしゃったけども、貝塚市と大阪狭山市と、今度通れば泉南市ということで、別に社会情勢がそういうふうな要請しているように見えないし、これからの兼任が可能ではないかということなんですけども、具体的にその兼任が可能だと思われる理由というのがちょっとわからないです。

それから、厳しい時代という中身もわからないですよ。僕らは財政状況から1人こう収入役を減らすのかなというふうなことでは思っていました

し、そういう意味でいうと、厳しい財政状況の中、そういうこともあるのかなというふうに思いましたけども、厳しい時代というだけでは中身がわからないですよ。

実務でいえば、コンピューターなんかのことでそういうことも可能かなというような市長のお話で、これも推測の範囲でよくわからない。

それから、例えば収入役がしていた借りかえのこととか、割と難しい高度な判断がありましたよね。前でいえば財産区のお金を一時的に借り入れるとか、そんなことありましたよね。こういうことなんかは、どの部署で 実務の人は市長がおっしゃるように、いろんなかわりの方もいらっしゃるやろうけども、そういう判断はどういう形で対処されるのかというようなことをもうちょっと詳しく説明していただかないと、わからないんです。その点、もう一度お願いいたします。もうちょっと説明も答弁もきっちりしてほしいなというふうに思います。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 社会情勢というのは、法律が国としても10万人未満であれば助役が兼掌できるということで法律改正をされてきたという経緯がございます。

それを受けまして、本市ではさらなる徹底した行財政改革もしなければいけないという中で、特に人件費の削減を含めてやっていかなければならないわけですから、兼任で所掌されるものがあれば、それを活用して的確に処理をしていくということによって、そういう大きな効果が生まれるということも含めまして、そういう形にしたいと思っております。

それから、収入役の行っている事務というのは、さっき言いました170条に規定されておりますが、これらについては助役で十分対応できる内容だということでございますので、兼任をさせたいと考えております。

それから、具体的に借りかえ云々とかいろいろありましたけども、それは当然収入役としての役目の職務の中で判断をしてやっていくということでございますから、それは支障がないというふうに判断をいたしております。

議長（真砂 満君） ほかに。 小山議員。
4番（小山広明君） 先ほどもこれに関連する質疑をさせていただきましたが、これは市長が至って行政という全体をどのように組織していくか、こういう市長の政治理念にかかわる問題だと私は思っておりますよ。なぜ収入役を置いているかということは、これは法律の本にも書いてありますけども、執行機関と出納関係を分離し、事務処理の公正を確保することを基本原則の1つとして収入役を置くと、これが原則ですよ、収入役の。公正という。執行機関が現金の保管や小切手の振り出しや、いろんな物品を保管したり、そういういわゆる現金を守っておる職務ですよ。いわゆる執行機関からいえば煙たい存在ですよ。だから、置かないことができるけど、置くこともできるわけですからね。この大阪府下でわずか3市目だと。

そういうことからいえば、私はこの収入役を置かないという判断は、市長はどういう理念に基づいて置かないのか。しかも、今助役さん1人。大阪府から実質的には助役の役割をしている石田理事もいらっしゃいますよ。当然、3役の中でバランス的に、厳しい財政の中で合理的に乗り切っていくんだということであれば、どの役を少なくするかというのは、当然そこから検討されるべきですね。ずっと議会の中でも助役は1人でいいんだろうと、市長もその方向は認めながら、なかなかそれが実現しておりませんが、市長も基本的にはそのことは認めてきた議論がありますよ、1人でいいということは。だから、次のときからと言いながら、次になってまたそういう提案が出てきるのが実態ですけどね。

もうあなたは、新規事業もできないということを公言しておる。みずから公約に掲げた事業まで凍結だと言って、市民に理解を求めようとしておるんでしょう。そしたら、なぜ助役体制が2人なんです。まず収入役を切る前に、私はあなたを補佐する、そういう助役を1人にすべきだと思うんですよ、まず判断として。

しかも、市長は、この泉南市の行政に精通した方じゃないですか。むしろ、助役はなくてもあなたは十分にこのまちの運営をやれる。そのことこそが市民に対するメッセージでもあるんじゃない

ですか。

僕は、政治家というのは、技術的な説明ももちろん大事ですけど、市民にわかるような形を示して皆さんがこの難局を乗り切っていくと、そういうことが私は必要だと思いますので、市長の市政運営に係るいわゆるこの法律に書いてある公正を確保するために収入役を置くんだというこの理念

置かないわけですからね。いわゆる執行者を兼務さすわけですから、この理念についてあなたはどうに財政運営を考えるとするのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当然、兼掌するとはいえ収入役としての役割を果たすわけでありますから、それは執行者側とまた違った観点の立場で収入役の役目を果たすということでございます。

それから、助役は1人でございます。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） それを世の中ではいわゆる木で鼻をくくった答弁と言うと思うんですよ。なぜ石田助役が助役のかわりをしている存在じゃないんですか。（発言する者あり）理事はわかっていますよ。だから、さっきから言ってるように、実質的には助役の役割しとるんじゃないですか。今まであそこに座っておられたのは、大阪府からずっと来ておった助役さんですよ。そういう助役を1人にすべきだという議論の中で、あなたは理事という形で大阪府から来てもらっとるんじゃないですか。大阪府の助けをかりなくても、泉南市は市民と一緒に自治のまちをつかっていくというメッセージのためには、大阪府の出向職員、たくさんおったのが今かなり少なくなるとでしょう。それはあなた方が議論を認めて、泉南市の自前の職員と一緒にこの難局を乗り切っていくという1つのメッセージじゃないですか、議会と一緒になった。それを今までなかった理事というポストをつかって、なぜしないといけないんですか。それは市民は理解できませんよ。僕らも石田理事さんは助役と僕は思ってるんですよ。一般の職員さんと違うからね。

だから、そういうことで私は市長の今の答弁はいささか満足いきません。この兼掌すると言っ

るので役割を果たしてくれると。1人の人間が1つの事業を執行するという役割を持つとるんですよ。1人は財政的に現金を預かって、このまちの財政を間違いない財政運営をしようとする。違った目で見ると公正を確保するために収入役というのを置いとるんですよ。しかし、10万人以下は置かなくてもできるというんだから、どちらを削るかといえば、助役的立場にある理事さんも含めたそこを私は考えるべきじゃないですかということと言っとるんですよ。

あなたの答弁になってないですよ。（発言する者あり）何言っとるて、あんた、不規則発言て言うんです、それをね。ちゃんと議長に言って、議事進行もあんたしたらいいんだから。私は自分の考えによって、どんな処罰でも受ける中やとるんだから、市民の前へ立っとるんだから。あなたが不規則発言しとるんですよ。してもいいけど、私は。私の不規則発言だけ厳しく言いなさんな。それは議論の華ですよ。（発言する者あり）ね、これなどもいいんですよ、援護射撃としては。

だから、私はそういうことを言っとるんですよ。3役のバランスとして、収入役1人、助役さん1人、教育長1人、十分じゃないですか。ということをお言っとるんですよ。兼職はどちらかにウエートがかかりますよ。それは絶対に僕は、中谷助役は助役としての任務を優先すると思いますよ。そんな器用なことは人間できる動物じゃないです。議長（真砂 満君） 小山議員に申し上げます。質疑につきましては、簡略的にお願い申し上げます。

4番（小山広明君） はい。そういうことを言っとるんでね。いや、2回しか制限ないから、もうこれ言ってあなたに答弁いただいたら、ほとんどできないわけですからね。これはやっぱり許していただきたい。先ほどもかつてない、常任委員会に入って付託するんだから質問もさしていただけじゃないからね。こんなこと私、議員になって初めてですよ。

こんなことの中で、我々制約の中で議論しとるわけですから、もう少し市長は丁寧な、なぜ2人助役を置いたまま収入役を置かない、そういう判断をしたのか。市民にもだれにもわかる、そうい

う答弁をしてくださいよ。十分やったらいいんですよ、そこでやじらんとね。どうぞ。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、助役は1人でございます。理事というのは一般職でございます。これは泉南市の職階の中であるポストでございます。しばらくは置いておりませんでした、今回特命事項を取り扱うという形で置いてもらっております。ですから、そういうことで相矛盾するものではありません。

それと、収入役については、今回法律改正で兼掌させることができるという規定に改められました。今までは収入役を置くと。市はですね。そういうことになっておったわけですが、今度は置く場合もありますし、それから兼掌させる場合もあるということになったわけでありませう。

今現在の泉南市の立場を考えまして、兼掌をさせて、そして少しでも効率的な行政運営をしたい。もちろん、助役は助役、収入役は収入役としての権能を発揮していただくということになりますけれども、その中で事務の適正な執行を行っていくということに考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（真砂 満君） ほかに。 北出議員。

19番（北出寧啓君） 現実に今助役は1人だということで、制度的なところからきちっとした論議を我々はしていかなきゃならないと思ひます。

10万人以下がやっと画一的な市の、いわゆる国会の法律に基づいた画一的な統治形態が徐々に地方分権的に移行していつているということのこれは証左であって、これは当然起こるべくして起こってきたものだと思います。

その意味で、逆にまだ府下で二、三だという指摘もございましたけれども、やっぱり率先してこういう形態、新しい自治の特色を各市町村において行っていくということでは、的確な判断である、制度改革であるというふうに私は考えます。

その点、市長、今後の新たな、収入役の機能を助役に分掌さすという形の合理的な行財政運営形態ですね、改めて抱負のほどを述べていただきたいと思ひます。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘ありましたように、11月10日に施行されてまだ日が浅いもんですから、当然各市は法律に基づいて収入役を既に置いておられるわけですから、その任期が来ていないということもありまして、たまたまその任期に差しかかったところとか、あるいは職務代理でいったところは、すぐさまこの12月議会で条例改正をされているというふうと思ひております。したがって、現在3市目ということだと思ひます。ただ、今後その収入役の任期に合わせてまた兼掌させる市というのは、当然ふえてくるんじゃないかなというふうと思ひております。

それと、今後の市政運営の抱負ということでございますけれども、もちろん兼掌させることによって非常に効率的な行政運営ができるというふうに思ひます。一方では、やっぱり助役としての立場と収入役としての立場というのを、これは職務の中で明確にさせていただく必要があるというふうに考えておりますので、それらも委嘱するときに私の方から十分お話をさせていただいて、適正な事務処理に努めていただくということで兼掌をさせていきたいと考えております。

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） だから、その最後の1点でございます。収入役の独立性というか、やっぱりその辺の問題が助役と一体化することによって、その独立性がどんだけ保障されるのかというふうなことですね。その点だけちょっと、もう少し述べていただけたらと思ひます。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 助役の職務とそれから収入役としての職務というのは、地方自治法ではっきり定められているわけでございますから、それののっって適正に事務処理をしていただくということでございます。

したがって、助役については少し忙しくなるかもわかりませんが、十分こなし得る人だというふうに思ひておりますし、その辺のことを十分認識していただいて事務執行できるというふうに考えておりますので、心配をしておらないということでございます。

議長（真砂 満君） ほかに。 以上で本

5件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号から議案第10号までの以上5件は、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、日程第16、議案第11号 南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第11号、南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議について御説明を申し上げます。

議案書43ページをお開き願います。南大阪湾岸南部流域下水道組合規約のうち、維持管理費に係る関係市町の負担割合を変更することについて、地方自治法第286条第2項の規定により、泉佐野市、阪南市及び岬町と協議するにつき議会の議決を求めるものであります。

その規約変更の内容につきましては、45ページをお開き願います。

南大阪湾岸南部流域下水道組合規約中の附則において、維持管理費の負担割合の特例を規定する部分を削除し、負担割合を計画水量比及び受益水量比による案分により算定したものを計画水量比による案分により算定するものとする変更を行うものであります。

また、この規約は平成17年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 小山議員。

4番（小山広明君） 今、説明いただいたんですが、あなたが言葉で言ったこと、これ1枚しか45ページはないで、47ページはほかの案件に入っとるんですが、何か説明資料が出とるんですか、これ。45ページはただ、実質的には1行しかないんですけどね。もう少し資料を出していただか

ないと全然わかりません。

議長（真砂 満君） 馬場都市整備部長。

都市整備部長（馬場定夫君） 私の方から、今回の内容について若干説明させていただきます。

今回の規約の改正につきましては、南大阪湾岸流域下水道組合規約の中で、現在本文のうちで流域下水道の支弁方法としましては、14条におきまして、関係市町の分賦金、補助金、地方債、その他収入をもって充てるということになってございます。その2項におきまして、分賦金の負担割合については維持管理費その他ということで、維持管理費につきましては、関係市町の計画水量比により案分するというようになってございます。

今回、規約変更についてお願いしておりますのが、特例事項としまして、附則の中で第3項におきまして維持管理費の負担割合の特例ということで、関係市町の分賦金のうち維持管理費の負担割合は、14条第2項第1号の規定にかかわらず関係市町の計画水量比及び受益水量比により案分ということになってございます。

この理由といたしましては、湾岸南部流域……（小山広明君「あんた読んでる資料、僕らもうてんの」と呼ぶ）これは……（発言する者あり）湾岸南部流域処理場が……

議長（真砂 満君） 答弁中です。静かにしてください。

都市整備部長（馬場定夫君） 平成5年7月1日に供用開始された時点におきましては、岬及び泉佐野市の方につきましては、流域下水道幹線の整備がおくれてるような状況がございまして、今説明させていただきましたように、特例事項として案分をしておったわけでございます。その南部の流域下水道の方におきまして、今回岬町役場まで整備されたことにより、本文に立ち返るために特例事項の削除をお願いするものでございます。

（発言する者あり）

議長（真砂 満君） ほかに。（小山広明君「ちょっと議長、ちょっと待ってくださいよ、議長、議長」と呼ぶ） 小山議員。

4番（小山広明君） いや、これカウントに上げてもうたら困るんだけど、資料出ますかという僕質問とるんですよ。そしたら読み上げとる、

資料をね。そしたら、後ろの議員から、私は資料請求してもらったと言うんですよ。資料請求しない私が悪いのは悪いとしても、議案説明しとるわけやから、そら資料請求する人はしますよ。しかし、みんな持つてるわけじゃないでしょう、これはある意味で。それを数字をずっとそこへ述べられても、我々メモしとるけど、わからないじゃないですか。そのことを言っとるんですよ。

それは当然議案の出し方としては、こういう内容が変わるわけやから、ちゃんと 条例に書いてあるなら言うたらええがな、それは。条例を見てくださいと、これからそういう方式で行くんだったらいいけど。普通はこういうことをちゃんと出すべきじゃないですか、一応。そういうことを言っとるんですよ。それを次進めようとしていらっしゃるけど、違うでしょう。出てないんですよ、やっぱり。

議長（真砂 満君） 小山さんの御意見でありますけれども、質疑の回数の問題ですよ。おっしゃられましたけども、答弁のあり方については問題あるのかもわかりませんが、小山議員の質問に的確にお答えになっているというふうには思います。ただ、数字の羅列等についてメモができないというのは確かに問題であろうかというふうに思いますので、理事者の答弁のあり方については、もう少し違った形で答弁をしていただければ、それはそれで結構かというふうに考えております。

答弁を求めます。馬場都市整備部長。

都市整備部長（馬場定夫君） お答えいたします。

私の方から……（発言する者あり）

議長（真砂 満君） 静かにしてください。

都市整備部長（馬場定夫君） ただいま説明させていただきまして、今回規約等の変更ということでお願いしておりますのが、例規集の2、569ページにおけます南大阪湾岸流域下水道……（発言する者あり）——2巻の方です。2、569ページの南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の……（小山広明君「ちょっと待ってよ。ないよ、そんなん」と呼ぶ）

議長（真砂 満君） 答弁続けてください。

都市整備部長（馬場定夫君） うち、257ページにわたります内容としまして、附則の第3項の

削除の……（小山広明君「ちょっと待って。今開いとんのやから」と呼ぶ）

議長（真砂 満君） 答弁を続けてください。

都市整備部長（馬場定夫君） 3項の削除の部分でございます。

議長（真砂 満君） ほかにございませんか。

（小山広明君「ちょっと待ってよ。そんなん、資料を出してくださいという、そんなんね」と呼ぶ）

議長（真砂 満君） 以上で本件に対する質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第11号は、所管の産業建設常任委員会に付託いたします。

議員各位に申し上げます。質疑等については、簡潔にお願いしたいということは再度申し上げたいと思いますし、質問の要件については、事前に準備等を含めていただければ議会運営上幸いです。その辺についても御協力をお願い申し上げます。

次に、日程第17、議案第12号 民事調停の成立についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第12号、民事調停の成立につきまして御説明申し上げます。

議案書47ページをお開き願います。本議案は、平成16年2月16日、申立人竹中耕造氏より、自宅に隣接している雄信小学校グラウンドを利用している少年野球チームのボールが敷地内に飛び込み屋根等に損害を与えることについて、ネットフェンスの設置またはグラウンド使用許可を与えないこと及び損害の賠償を求めて佐野簡易裁判所に調停の申し立てがあり、今回当該調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

成立の方針につきましては、議案書48ページに記載のとおり、新たにネットフェンスを設置し、また練習方法について指導を行うこと等を主な内

容とするものであります。

また、フェンス設置の位置及びフェンスの構造につきましては議案書49ページから51ページに、事件の経過につきましては議案書52ページに記載のとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 松本議員。

9番（松本雪美君） この事件が起こって民事調停に申し立てされるまでの間には一定の期間があったと思うんですけど、民事調停するまでには、この当事者の方は、このネットフェンスの設置についてとか、ボールの飛んで来ることをカバーするために何らかの措置をしてほしいという申し入れなども当然してると思うんですよ。そういうことも多分あったと思うんですが、その辺のところを聞かしてください。

それから、図面で示されてますけど、このネットを設置するにはどのくらいの費用がかかるのか、聞かしていただきたいなと。16年2月16日に簡易裁判所に申し立てしてますから、事件が起こったのはもっと早い時期ですよ。どれくらいの期間があって、その本人の要望というんですか、市に対しても必ず要望してきてるでしょうが、その対応がどういうふうな形で対応されてきたのか、聞かしてください。

議長（真砂 満君） 三王生涯学習課長。

教育総務部生涯学習課長（三王智志君） お答えさせていただきます。

まず、民事調停に至る経過についてなんですけど、直近のという形でまずお答えさせていただきます。

平成15年の12月の10日、昨年12月10日ですが、竹中氏の方から、ボールが飛び込んでくるという形で教育委員会の方に直接電話がありました。それを受けまして教育委員会の中でも検討し、そしてことしの2月3日ですが、野球チームの代表、監督とともに竹中さんの方を訪問していただきまして、ボールが飛び込んでいることにつきましていろいろ話し合いをしました。

その中で、野球チームの方あるいは教育委員会

の方としては、ほとんど実際、今のところは球が飛び込んでないやろうという認識、片や竹中さんの方はいや時々飛んでますよという形で物別れ等になりました。その後、野球チームとも私ども何度も話しまして、ボールが飛び込まないようにという形で強く希望したところですよ。

そして、2月10日の日には、また飛び込んできたということで、私と教育委員会の次長の方で早速、竹中さんの方に行かしてもらって、また野球チームの方に再度強く要望したところという経過がありまして、その後、今回調停事案で出さしてもらってますとおり、2月16日に調停の申し立てが竹中さんの方からありまして、簡易裁判所の方から私どもの方に連絡があって、これまで第1回から第6回の調停を行って、今回の調停内容で議案として提出さしていただいています。

ただ、今申し上げましたのはこの直近の事例でございますが、この球の飛び込みにつきましては、教育委員会の方で認識しておりますのは、平成9年ぐらいに、月はちょっと定かではございませんが、9年当時に同じく竹中さんの方からネットの設置の要望があり、そのときに一定仮設のネットでございますが、設置したという経過があります。

そして、その後、平成10年ごろですが、当時の教育総務部長の方にも何度が球が飛び込んでいるという形の要望がありまして、それは一定、教育委員会が中に入って野球チームと竹中さんの方で話し合う場を持ちまして、一定落ちついてたかというふうに私どもは認識しております。その後、先ほど申し上げましたように、昨年の12月にボールが飛び込んでくるという形で教育委員会の方に話があったという経過でございます。

そして、もう一つ、質問の第2点、費用につきましては、100万円の予算を今回の補正予算の方で計上いたしております。

以上です。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 平成9年からこういう苦情を受けていたということですがけれども、各学校とかそれからグラウンド、そういう周辺には密集した地域では必ず一般住宅があるわけですから、そういう場合、こういう事件が起こったときには、

丁寧に対応してきたとはおっしゃるんですけども、その仮設ネットが不十分であった。仮設ネットが何年かの間に磨耗してしまったとか、そういうこともあるかもしれないし、忘れたころにまた飛んで来るわけですよ。

だから、当然こういう問題が起こったときには、それを防御するための対策というんですか、もうちょっと真剣に対応するべきではなかったかなと思うんですよ。民事調停まで申し立てされた中でそういう費用も余分に要ったわけですし、日程についても皆さん仕事の合間を縫って調停に参加せねばならないわけですから、本当に忙しい思いをされたわけです。

泉南市内にもまだほかにもこういうところが幾つかあるんじゃないかなと私は心配するんですが、こういう問題を2度と再び起こさないようにぜひしてほしいし、もう1つ聞かしてもらえば、市内で同じような問題は起こっておりませんか。

議長（真砂 満君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 特に学校関係ではございませんが、社会教育施設としてはいろいろありますから、その周辺に住居があるということで、ボールに限らずいろんなことでイベントのときに御迷惑をかけていることはございますが、特に野球のボールは聞いておりません。

議長（真砂 満君） ほかに。 北出議員。 19番（北出寧啓君） この場合、使ってる野球チームというのは公教育の時間外の使用ということで使ってるんでしょうか。泉南市内にもいろんな少年野球チームというのがあってございまして、私の地域の野球チームもグラウンドを追われて、小学校のグラウンド使用に関しては使えないチーム、使えるチームというのは等々ございます。その中で、昨今も使えないチームのための施設等で一定話し合いしたことございますけれども、教育委員会としては公教育の枠外だからそういうことの費用負担は基本的には認められないというふうな考え方だったと思います。

そういうふうにご考えていきますと、この場合はどのような教育委員会としての考えで措置されたのか。もちろん、私は少年野球ですね、そういう

のを全体、どのチームでも一定そういうことを教育的に保障してあげるべきだというふうには判断しておりますけれども、教育委員会は予算、財政難等々でそれはできないというのは基本的な立場ではなかったかと思うんです。それとの相関性において、この問題の補償を教育委員会が負担するということの説明をしていただきたい。よろしくをお願いします。

議長（真砂 満君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 学校の校庭については、学校教育に支障のない限りできるだけ開放していくというのが市の教育委員会の考えでございます。したがって、通常の土曜、日曜あるいは祝日について、特に学校で催しあるいは教育上の利用がない場合は、対外的に開放していくということでやっております。

ただ、現状を見ますと、8小学校において、ほぼ少年野球のチームが土曜、日曜を練習とか試合でよく使われております。一方で、市内には少年野球協会には10チーム加盟しておられるということで、なかなか通常のグラウンド使用ということで取り合いになっておるような状況です。

さらに、時代の流れの中でスポーツも多様化しております。少年少女についても他のサッカーを初めいろんなスポーツが盛んになっておりまして、学校を使いたいという要望もございまして、その辺の調整に苦慮しているというのがここ数年の状況です。うまくいっているところもあれば、なかなか既得権を主張されて納得していただけないところもございまして、できるだけお互いにいろんな団体が、年齢層も限らずに学校等を使っていただきたいというのが教育委員会としての考えであります。

今回、調停の合意の成立の中でネットを新たに張るということがございますが、これは野球に限らず、これからいろんな球技の中で最低限この高さでこの長さを設置すれば防げるだろうということで御提案し、当事者同士の合意に達したものでございます。

議長（真砂 満君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） これは明らかに野球チームのためのネットだというふうに理解します。そ

ういうふうにおっしゃるんだったら、それ以外、例えばどういう運動においてこういうネットをつけなきゃならない問題が発生するのか、説明していただきたい。

いや、本質的にはもうそういう問題じゃなくて、私が申し上げた質問には答えていただいておりますけれども、実際いろんなチームがあって、例えばうちの地域のチームなんか、もう運動場がなくて、ジブシーやってるわけですよ、あっちこっち。運動場の使用に対しても既得権があるだとか、それは当然あると思いますけれども、そこにおいては公平性とか平等性が失われてると。教育委員会にしても、そういうみ出たチームに対しては、財政難等で対応はできないというふうなお答えが一定あったと思います。

そういうことで、これは特定の野球チームのためにこういう予算を組むというのは、私は全部組んだらいいと思いますよ。にもかかわらず、特定が、一定のチームがそれはだめだとか、予算組めないとか、そういうことを言われる中で、あくまでこれは私的なチームで公教育の枠外ですね。小学校の公的。そういうことに対して、ここまで措置ができるんかということですね。公平性、公正性の観点からいったら、今の答弁では全く説明を受けられない。事情はわかりますし、当然やるべきだと思いますし、できたらすべての野球チーム等、そういう放課後の課外的な活動に対しては、教育委員会は平等に対処すべきだと思います。

その点が欠落している中で、こういった措置というのはいかがなものかというふうに判断しておりますので、その点に対して改めてお答えを願いたいと思います。

議長（真砂 満君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 今回、具体的に雄信小学校を使用している団体は雄信スポーツ少年団でございまして、泉南市がこれまで育成あるいは支援してきた団体でもございます。

今回、高さが6メートルのフェンスを60メートルですか、張りますが、従前は3メートルでございました。したがって、少なくともこれで球を使うスポーツの、野球にかかわらず、ソフトボールとかサッカーとか、そういう使用には耐え

れるのではないかと考えております。

ただ、私どもも少年野球協会に今後申し入れ等を行い、できるだけ学校の運動場についてはいろんな団体が公正、公平に使えるように、そういう立場で御協力いただきたいというようなことをお話ししていきたいとも考えております。

議長（真砂 満君） ほかに。 小山議員。

4番（小山広明君） 今回のこの議案でございまして、こういう調停に至らずに解決できなかったのかというのが1つ疑問にありますね。両方にとってこれは大変な、お金もかかることで、市民が行政にこういうことまでしなければ市民の声が届かないのかという、そういう問題でもあると思うんですよ。なかなか大変ですから、行政相手に。そういうことが1つ基本的にあります。

だから、十分その辺の事前の対応がどうであったのかというのは、今の説明からでは、行政には余り落ち度はなかったという説明に終わるとるんですよ。そうであれば、なぜ市民がこういう調停という形で出てきたのかというのは、どうも納得できない。

それから、もう1つは、これは大変高いネットですから、これから台風とかいろんなものの災害があるときに考えられないような風が吹くわけですから、その場合の転倒の問題も当然心配しなければなりませんね。だから、これは小学校ですから、基本的には、小学校におけるグラウンドの整備基準みたいなものがあるはずですね。小学生だからボール競技をしてもそれがどこまでネットを張らないといけないかという、そういう小学生が使うということが基本にあるならば、今まで3メートルのネットがあるということですから、そういう範囲内で使っていただくというのは、それは僕はいいと思いますよ。

しかし、小学生が平生はこれだけのものが要らないのに、そういう少年野球のためにこの高さを使うとなると、私はこれはまた議論が違ってくるんじゃないかなと思いますね。当然、今教育費が大変削減されておる中で、これも学校施設整備費用の中で出していくわけでしょう、ある意味で。

だから、そういう問題で、ほかの学校の問題も、小学生がいろんなスポーツをやっていると。そうい

う前に基準があって、ネットを張っておると思えますけども、そうするとほかのことにやっぱり波及しますので、その辺の見解はどうであったのか。

それから、じゃそういう訴えがあったから、もうそこではそういうことのおそれのある使用は認めないということになれば、この費用も要らないわけですね、丸っきり。そうでしょう。そういう選択が幾つかあったと思うんですが、私は今この議論の中で、もうこの使用を、今の施設を限界とした範囲内で、きのうも中村部長からサザンスタジアムの使用について厳しい使用者に対する条件をつけておられて、そういう条件の中で、答弁はなかったんですが、使用してないということでしょうね、あの条件であれば。しておるんかもわかりませんが、しとるかしてないかという答弁なかったからわかりませんが、ああいう条件をつければ実質的には使うことを禁止しておるとい、こういうことにもなるわけなんです。

そういう点で、主体は小学校のグラウンドである。それに必要な設備、整備というものの中で、やはり社会教育なり社会に利用していただく、これは当たり前前の議論じゃないでしょうか。

そういうことの基本から、今回のこの調停案というのは、また調停案ですから議会で議決しない限り正式な調停にならないという話もありますので、重要な議論になるとしますので、御答弁をいただきたいと思います。

それと、これは仮設的な意味合いが、パイプなんか図面見るとそうなんです、この耐用年数なんかもあるから、当然これは一遍設置をすれば永久的に更新をしていかなければならないという問題も生じますので、これはどれぐらい耐用するのか。それから、先ほど言ったような風に対する問題ですね。そういう問題の検討はどこまでされておるのかということ。

それから、地図を見ると、使い方によってはこの家に飛び込まないと思うんですけども、そういう指導は的確であったのかどうか。別にこっちで球を打たなければ入ってこないでしょう。こちらからこう打てば、この家は後ろにあるわけですから。（「ファウルがある」の声あり）そういうこ

とをすれば ファウルがあるという話は、ファウルは考えられるでしょう。自分の打つところとこのところに、プロ野球でもそういうネットの箱の中でやって、一定ファウルボールになれば、それはそのネットでとまるようになってるじゃないですか。そら知恵を出せばいろいろできるわけで、ファウルボールのためにこんだけの6メートルのネットをつくることは普通あり得ないと思うんでね。私はそういうふうに素人ながら考えますので、その辺の御答弁をいただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 中村教育総務部長。（発言する者あり）答弁しますので、静かにしてください。（発言する者あり）答弁をしますので、静かにしてください。

教育総務部長（中村正明君） この雄信小学校の例でいきますと、今回の調停の成立を見ていただきますように、高さ6メートル、これでほぼ防げるだろうということでございます。したがって、泉南市には11の小学校、4つの中学校がございます。それぞれ置かれている位置、周辺の道路の位置とか住居、やはり大きく異なっておりまして、それなりの対応を今までしております。

この雄信小学校でこういうことが起こったというのは残念ですけども、今後こういうことのないように防いでいくという姿勢で調停作業ですか、手続に今回6回重ねまして、相手と十分に御議論する中で、暫定的に合意に達したわけでございます。暫定といいますのは、御議決いただいて、その後、正式な成立に持っていきたいと、そう考えております。

それと、学校の校庭の開放については、必ずしも少年野球ということだけを念頭に置いているわけではございません。ただ、少年野球を取り上げますと、青少年の健全育成あるいはスポーツの振興には大いに努力されてるということで、これはこれで泉南市にとっても1つの大きな特徴といえますか、少年野球が盛んであるというのは対外的にも自慢できる1つでもございます。

ただ、学校の開放については、できるだけいろんな年齢層、いろんな団体に使用していただきたいというのがこちらの希望でございます。

あと、担当の課長の方から答弁させます。

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 巴里議員。

18番（巴里英一君） 議長ね、たびたび簡潔にということで議長から注意されてるわけでしょう。自分の私見とかいうのはたくさん言うのはだれだってあるかもしれないけども、問題点に対してどうだということ、いわゆる質疑をするということになってるはずなんです。簡潔にということにもなってます。そういうことが本来の議会運営であろうと思いますんで、その点ひとつ議長の方で適正な運営をお願いをいたします。

議長（真砂 満君） わかりました。私の方からも何回か注意をさしていただいておりますので、各議員におかれましては、会議規則等に記載されております内容につきまして十分熟知をしていただき、質疑等について、議会運営についても御協力をいただきたいと思います。

答弁いただきます。三王生涯学習課長。

教育総務部生涯学習課長（三王智志君） 小山議員の御質問の練習の内容、方法に関連しまして、私ども教育委員会の方が野球チームにいろいろ指導したということについてお話しさせていただきたいと思います。

まず、49ページの議案書をごらんください。雄信小学校の配置図になっておりますが、その右上の方に屋内運動場と書いておりますが、そのちょうど下のあたりに実はバックネットがございます。ですから、運動、バッティング、試合形式でやるときの練習としましては、当然そちらの方から打つという形になりますので、飛球が申立人住宅のところに入る可能性があるということで高さを6メートルにしたということ。

それと、今回の調停の成立の方針の（2）のに書かしていただいておりますが、ゲージを利用するというので、高さ4メートル、横4メートルぐらいの囲いに入ったような形で、ネット以外にも飛球が入らないようにするように強く指導しております。また、トスバッティングのときにおきましては、この49ページの図でいいますと、校舎の方に向かってボールを打つような形のように 従前されておられたわけですが、重ね

てそういう形で工夫するようにしていただいて、申立人住宅に球が飛び込まないようにということで指導しております。

以上です。

議長（真砂 満君） 馬野教育総務部次長。

教育総務部次長兼教育総務課長（馬野史朗君）

このフェンスの構造的な面について説明いたします。

現在、この図面では単管、要するに足場用の単管ですね。これの6メートル物を使用するようになっております。構造的には上げたと下げたを2つ組みまして、あと斜めに行っております根かせで2つのくいで補強するというものでございます。

この材料でこの6メートルの高さ、これはもう最大の限界でございます。これ以上の高さになりますと、構造的には検討しなくてはいけないということになっております。

耐用年数でございますが、約5年から6年を見っております。

以上です。

議長（真砂 満君） 答弁漏れないですね。

中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 答弁で漏れておりましたのは、今まで和解することができなかったのかということではございませんでしたでしょうか。

これまでも、過去の経過というのは三王課長から答弁があったと思いますが、そのときそのときできちんと決着といたしますか、了解に達してたと教育委員会としては理解しております。使用しておられる野球チームについても、竹中氏と絶えず、ボールが飛び込んだときに対応をしているということもお聞きしておりました。そういうこともあって、その時点その時点では基本的にはうまくいったのではないかと思います。

ただ、突然に昨年の暮れぐらいからお話がございます、調停に持ち込まれたということで、いずれにしても、それについてきちんとこちらも対応しなければいけないということで、今回6回きちんとお話しさせていただきました。結果については議案書の方に掲載させていただいているとおり、これで円満に合意に達しておるということ

御理解いただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 質疑の途中でございますが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

馬野教育総務部次長。

教育総務部次長兼教育総務課長（馬野史朗君）
運動場の整備基準でございますが、別に外周のフェンスを高さを何メートルにしろとか、そういうふうな基準はございません。ただ、やっぱり学校の教育環境、また付近に与えるような影響ですね、その辺のことを考慮して外構工事をやっております。

以上です。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） いや、整備基準がないというのが私は問題だと思うんですよ。小学生だから、おのずからその人たちの体力なりいろいろわかるわけですから、なければいってやっぱり一定の基準をつくって学校整備をしていかないと私はだめだと思うんですよ。

これ、使っとるのは少年野球というのは、学年で言うと小学生、中学生なんですかね。中学生なんですか、小学生なんですか。だから、小学生であれば、やっぱり小学生の体力ということもあるから、その子供たちから発生する影響というのは把握できるわけですから、この際やっぱり泉南市は小学校における運動場なり、校舎もそうですが、整備基準というのを最低限やはり公につくるべきじゃないでしょうか。でないと、そのことがあって、そこからいろんな規制なり条件をつけて市民生活に供していただくと。

これ、たまたま今、小学生が対象の少年野球だということですから、ある意味で矛盾しないんですけどね、これが中学生なり大人もやっぱり使うわけですね、希望としては。そうすると、やはりそこは小学校としての整備基準に合わせた中での規制ということをやらないと、やっぱり本来的には小学校なんですから、小学校の教育施設なんですから、そういうことから、ないということ堂々と胸を張って答弁するのではなしに、やはりこれはないけどもつくっていく必要があるという、そういう答弁につながらないと、議論の意味がな

いんじゃないでしょうか。

それと、私が言ったのは、もうそういうおそれのある練習は一応しないんだという選択もできたはずですね。その条件の中で少年野球の皆さんにお話をするというのも可能だったんじゃないでしょうか。これ、つくっても五、六年で耐用年数ですから、五、六年ごとにこれを壊す費用もつくる費用もかかってきますよ。当然、維持管理もかかる。今、台風にどれぐらいの対応をするんかというのは答えなかったですけども、これひっくり返れば100万や200万で済みませんよね。

ネットというのも、風の強さによっては全体が平面の壁というような扱いになるでしょう、当然。そういうときに、普通だったらネットおろすんですよ、ネットを。そういう設備も恐らくないはずですから、そういうこれからの自然現象なんかを考えた場合に、やっぱり高い3メートルを6メートルにするということは、そういうおそれもあるということで、私はやっぱり慎重にしないといけないんじゃないかなと思うんですが、最後にそういうふうなおそれも含めてしていただきたい。

やるのであれば、仮設足場の材料というのではなしに、やはり恒久的なものをつくるのが耐用年数も含めればむしろ安くなるということもあり得ると思うんですね。そういうなんで、私は今回のこの措置というのはそういうことをきちっと、問題を契機にあり方を根本から問うて対応したようにはうかがえません。

もう1つは、やっぱり市民の皆さんが言ってもなかなか意思が通じない。ちゃんとした法的なそういう場で議論をしてやっと調停に至ったというのは、ここにあらわれないやっぱり市民の御苦労が私はあったと思うんですね。行政はそんな甘いもんじゃないですよ、ある意味で市民から見ればね。大変厳しい、市民から見れば、そんな裁判とか法的なこと素人が立ち向かうことはなかなかできないのをやったわけですからね。そういう点では……

議長（真砂 満君） 小山議員に申し上げます。何度も申し上げますように、質疑でございますので、簡略にお願い申し上げます。

4番（小山広明君） はい。だから、そういうこ

とで、やはり対応がまずかったのではないかなと、結果的にはですよ。それで、あなた方は何ともないと言っても、結果的にはこういう問題が起きるわけですから、もう一度市民の立場に立って行政と市民の関係をチェックしていただきたい。

市長も、総責任者ですから、市民と行政との関係がこういう形であらわれとるということで、もう一度市民から見た行政ということを立ち返る、反省するチャンスではないかと私は思いますので、市長も最後は御答弁いただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 今回のことを契機に、今後すべての学校・園でこのようなことのないように、各学校の置かれている状況、周辺環境、あるいは使用しているスポーツの種類、そういうことを勘案して対応してまいりたいと、そう思っております。

議長（真砂 満君） 馬野教育総務部次長。

教育総務部次長兼教育総務課長（馬野史朗君） 構造的に台風とかそういう面には大丈夫かというふうな質問だと思いますけども、これはやはり我々大丈夫ということで設置、設計をしております。これは常日ごろの維持管理ですね、それを徹底しておれば、ちょっとぐらいの台風とかそういうのは十分持ち得るといふふうに考えております。

また、大きな台風とか来る場合は、維持管理も当然ですけども、事前にまた補強が要るようなことがあれば、倒れないように補強の方も考えていくということでございます。

議長（真砂 満君） ほかに。 谷議員。

14番（谷 外嗣君） 私の方から何点かちょっとお聞きをしますけれども、この問題は、先ほど言った9年、前からの話です。これはその都度、竹中さんと話をしながらずっと来た中で、9年の前からチームあるいは地域の要望として教育委員会に上げてた問題ですよ。それをずっとほったらかしにして、仮設のネットですか、で対応してきたと。そういう事実ありますわな。それで、これではだめだということで、チームでいろいろ方法を考えて、ネットも高いのをつくり、ゲージもつくり、やってきたわけでしょう。

それで、先ほどの答弁では、指導してきました

と言いましたね、教育委員会。何指導してきたんですか。これ全部自分らでやってきたんですよ、少年チームが。できるだけ迷惑かけないようにと。そういう答弁されたら、言わざるを得ないんですね。私も当事者ですからね、あのチームの。どれだけチームが努力して球飛ばないようにやってきたのか、当然それもおわかりでしょう。そういう答弁では困りますよ。どうなんですか。

議長（真砂 満君） 三王生涯学習課長。

教育総務部生涯学習課長（三王智志君） お答えさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、野球チームに対して指導させていただくという表現を使わせてもらいました。それで、今、谷議員の方から、従前野球チームとしてネットも設置し、ゲージも設置しという形で御指摘いただいて、まさにそのとおりです。

ただ、先ほど私が申し上げましたのは、昨年12月10日、最初電話がありまして、その後、竹中さんとの対応の中で、野球チームと、それと私も一緒に伺わしてもらったときに、そういう球が飛び込むようなことがあれば、そういうふうにならないように野球チームの方にお話しする、指導をすると、そういう意味でお話しさせていただきましたので、今まで野球チームがされてたことについて、全然されてないとか、そういう意味では毛頭ございませんので、もし誤解がありましたら申しわけございません。

議長（真砂 満君） 谷議員。

14番（谷 外嗣君） だから、もともとこれは学校、教育委員会で設備をする問題ですよ。それを放置してるから、やらざるを得なくなってチームでやってるわけでしょう。だから、言ってるように、要望書が何回か出てるでしょう。それに対応しない教育委員会のまずさが今出てきてるんじゃないですか。もう長年たってますよ。もう十数年前からこういう問題でずっと竹中さんと話し合いながらやってきたわけですから、それが余りにも対応がまずいんで、そういうことになったんじゃないんですか。

その辺の反省なくして、いや、ほかの議員さんにすれば、チームが悪い、もうやめさせたらいいという議論も今出てきてるわけでしょう。そうじ

やないでしょう。例えば、チームとしては努力して
ますよ。そういうネットも含めて努力しながら、
あるいはほかの場所に練習に行ったり、できるだ
け迷惑かけないようにやってるわけでしょう。そ
れも御存じでしょう。それを対応しないからこう
いうことになってきたんでしょうが。

だから、今の論議では一方的に少年野球が悪い
んやというような論議になってますんでね、それ
は違いますよと言ってるわけです。その辺はどう
なんですか。

議長（真砂 満君） 梶本教育長。
教育長（梶本邦光君） 御答弁申し上げたいと思
います。

先ほど中村部長並びに三王課長の方から答弁を
させていただきました。調停に至るまでの経過で
すね、御説明をさせていただきました。当初、我
々の方も、残念ながら今回は民事調停ということ
になりましたけれども、当初は話し合いで和解で
というふうに思っておりましたけれども、さまざ
まないきさつがあって調停ということになりました。

過去の教育委員会のこの件に対する対応のまず
さということで、我々も十分反省をしております
し、少年野球チームがずっと自分たちでバッティ
ングゲージをつくられたり、ネットを張られたり、
いろんな指導方法を工夫しながら竹中さんの家に
ボールが飛び込まないように、いろんな指導法の
工夫をしながら取り組んでこられたということに
つきましては、我々も十分承知をしております
でございますし、今御説明をさせていただきました
ように、今後こういうことがないように、我々
も各市内の小学校、中学校で行われておりますス
ポーツチームのさまざまな練習形態、内容につ
きましては精査をさせていただきます、公正、公
平の観点から指導をしてまいりたいというふう
に思っておりますので、御理解をお願いをしたい
と思います。

議長（真砂 満君） ほかに。 巴里議員。
18番（巴里英一君） ちょっと踏み込んで答弁
し過ぎてないかなというところもあるんで。そして、
余りこれ個人の名前を云々で論議すべきもので
ないと思うんですよ。この議案そのものはすぐれ

てこれ、問題が議長の範囲に 53条から58
条を今読んでるんですが、外の発言を超えてはな
らないということになってるんですよ。これ2回
目になると思うんですが、そういう意味では議長、
もう少し整理をしていただかなかつたら、1議案
でこれだけ時間かかっていれば、その都度こんな
問題が起こるということであれば困りますし、そ
れでええんなら、私たちも質問をかけていくとい
うことになりまして、付託議案は付託議案でそ
れなりの処理をしていただきたいと思います。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕
議長（真砂 満君） 小山議員。
4番（小山広明君） いや、今、巴里議員からの
意見、僕は聞き捨てならんと思うんですね。議会
というのは議論するところですよ。何でその議
論することを議長がちゃんと采配していることに、
時間がかかることが悪いような発言で、これは慎
んでいただきたいと思うんですね。議会は大きい
議論するところだ。そんなことは僕は困ると思
いますよ。

議長（真砂 満君） 議事進行について御意見を
ちょうだいいたしました。

今会期中でも私の方で何度か発言をさせていただ
いて、協力方も要請をさせていただいておると
ころでございます。特に、先ほど小山議員の方
から批判を受けておりますけれども、付託案件につ
きましては、当該委員については御遠慮をいた
だきたいというふうに思いますし、基本的には議
会運営委員会で決められた会期日程の中で、それ
ぞれが会議規則にのっとりの中で1人でも多くの議
員の議論展開ができるように議会運営を図ってま
いりたいというふうに議長として考えておると
ころでございます。

そういった意味では、それぞれの議員の御協力
なしでは議会運営は進められませんので、そのこ
とを各議員におかれましては十分に御認識の中
で御協力をいただきたいと思いますというふうに考
えます。

ほかにございませんか。 以上で本件に
対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、
所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、日程第18、議案第13号 平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第13号、平成16年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明を申し上げます。

平成16年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めものであります。

補正の内容につきましては、議案書53ページをお開き願います。

歳入歳出の総額にそれぞれ2億7,514万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ226億4,286万9,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

議案書の64ページをお開き願います。議会費から始まります各項目ごとの人件費の補正をいたしておりますが、これは人事異動等に伴います補正であります。

65ページをお開き願います。人事管理費の職員手当等のうち、退職手当の2億5,966万8,000円は、定年前早期退職予定者等10人分に対します退職手当であります。

次に、71ページをお開き願います。訴訟費の報償費27万1,000円は、防球ネットの設置、使用許可の取り消し及び破損部分の損害賠償を求められた調停申立事件において必要となる弁護士報酬であります。

次に、74ページをお開き願います。知的障害者福祉費の委託料1,011万9,000円は、社会福祉法人に運営委託いたしております知的障害者無認可作業所におきまして利用者が当初見込みよ

り増加したため、その経費を補正するものであります。

次に、77ページをお開き願います。国民健康保険費の繰出金644万円は、人事異動などに伴います国民健康保険特別会計への繰出金の増額に要する経費を補正するものであります。

次に、81ページをお開き願います。農地費の需用費150万円は、樽井地内君が池パイプラインの改修並びに馬場地区内前田池、真宮池の樋管の修繕に要する経費を補正するものであります。

次に、82ページをお開き願います。道路維持費の需用費320万円は、たび重なる台風、大雨などの災害により増加いたしました道路等の修繕に要する経費を補正するものであります。

次に、83ページをお開き願います。住宅管理費の需用費の修繕料300万円は、市営宮本・前畑住宅の空き家の改修に要する経費を補正するものであります。

次に、85ページをお開き願います。教育振興費の扶助費764万1,000円は、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に給付いたしております就学援助費の対象者が当初見込みより増加したため、その経費を補正するものであります。

なお、歳入の明細につきましては、61ページから63ページに記載いたしておいております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 大森議員。

10番（大森和夫君） 82ページの道路維持費なんですけども、今度の風水害のために道路維持費が必要になったというふうにお聞きしてるんですけども、道路維持に対する希望が多いですよ。それで、こういう形で補正を組まずにできるような予算の余裕を持ったものはできないのかね。やっぱりこういう市道については、先ほども言いましたけど、要望が強い分野で、もっと余裕のある予算が組めなかったのかね。これから本当に災害が心配される中、もっともっと充実してほしいの

で、その点についてお聞かせください。

それから、全体についてですけども、超勤手当、これは行革の中でもノー残業デーというふうに話ありましたけども、超勤をやっぱり減らしていくと。それから、全体に仕事を 超勤が大変なところは人をふやすとかいう対策も必要ですし、それから職員さんの健康問題とか、早く帰っていただいて地域のいろんな仕事をしてもらおうというようなことも市の職員にとっても大事な仕事だと思いますので、そういう点で超勤を減らすような対策、残業を減らすような対策、どのようになっているのか、お聞かせください。

それから、これはもう何度も質問してる内容なんですけども、退職金が非常に多いと。これが市の財政に与える状況と、それからこれからもっともっと、早期退職だけじゃなくて、団塊の世代が退職時に退職金がふえますので、その点の財政に与える状況についてお答えください。

副議長（竹田光良君） 池上都市整備部次長。
都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 道路維持費の関係で補正予算の質問がございましたので、お答えをいたします。

当然、そういう余裕を持って予算が組めておるといふ段階であればいいんですが、ことしは余りにも予期せぬことというんですか、台風とか、それから大潮等の高潮による被害とか、幾つも重なりました。当初予算の段階では、そういう個数で押し寄せるといふようなことはまず予測をしてなかったような事態が生じたということで、主にそういうものに充てるということで補正を組ましていただくということでございます。

以上です。

副議長（竹田光良君） 谷総務部長。
総務部長（谷 純一君） 大森議員御質問の超過勤務手当について御答弁申し上げます。

超過勤務手当につきましては、業務の執行上、時間外勤務を余儀なくされる場合もございます。そして、そういった形で予算に計上してるわけでございますけれども、この削減につきましては、やはり我々としましても、事務事業の見直しでありますとか、あるいは改善を図りながら早急に進めてまいりたいと、このように考えております。

それで、超過勤務手当の額の問題ですけども、年間の決算額を比較しますと、現在平成15年度で約8,000万年間決算額出てるんですけども、平成6年、7年度には1億3,000万とか1億1,000万とか、そういった金額が出ておりました。それで、その超過勤務につきましても、我々としましては、これは当然当初予算のヒアリングのときに、やはりその超過勤務手当の削減というんですか、それについてもお願いしますよという形で、それで予算計上させていただいて、結果、今現在、平成15年度決算ですけども、下がってきてるといふところもありますので、今後もこの超過勤務手当につきましては、その数字については今後も見てまいりたいと、このように考えております。

副議長（竹田光良君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 退職手当の額でございますが、平成13年、14年度につきましては、退職手当については早期前が多かったということで5億5,000万から6億8,000万要しております。ただ、15、16年度につきましてはその半分程度の3億か、あるいは今年度に限りましては3億下回っております。

退職者数につきましては、団塊の世代といひますか、今後増加してくるといふような傾向にございますので、ここ二、三年間につきましては退職者の前倒しもあったということで、今のところ収支で見込んでおりますのは、年平均約3億5,000万程度かなと考えております。

それもあるわけなんですけども、退職者の前倒しに伴う人件費の削減という削減の効果も一定見込めますので、早期前の退職者も含めまして一定退職者を見込んだ中で今後収支計画を立てまして、その中で財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

そして、20年以降退職者が増加するということもありますので、退職手当債という制度もありますので、そのことについても一定今後考えていかなければならないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

副議長（竹田光良君） 大森議員。

10番（大森和夫君） 池上さんのお話でしたら、

余裕があるような予算が組めたらいいけどもということで、実際は組めてない。この補正予算でもなかなか大変な状況があるんでしょうかね。ちょっとそれをお答え願いたいのと、本当に今予定外ということでおっしゃいましたけど、これからは温暖化もありますし、ますます地震などの心配もありますから、余裕のある、本当にそういう予想外のことが予測される時代が来るといふふうに考えて道路維持費のことを考えるべきだと思うので、その点、本当に余裕があればいいんじゃないじゃなくて、本当に対応できるような予算を組むべきだと思うので、その点についてお答えください。

それから、超勤手当については減る方向で行っておられるということなんですけども、所管の委員会などで聞きますと、国保、それから生活保護課、それから私がよく質問をする徴収課などでは、夜間の徴収とか非常に大変な状況があるとお聞きしています。残業も多いとお聞きしています。そういうところの分担というか、そういう対策もとれているのかどうかについてお答えください。

それから、退職金も財政に与える状況もあります。人件費をとにかく減らさなアカンということがあると思うんですけども、財政上にいつか集中する問題、それからそういう幹部とか、ある程度年齢とられた方がやめることによって、仕事の引き継ぎがうまくいかないんじゃないかというような心配もありますので、余りにも早期、それから人件費を減らすための退職、退職というものもどうかと思うんですけども、その点についてお答えください。

副議長（竹田光良君） 池上都市整備部次長。
都市整備部次長併土地開発公社事務局長（池上安夫君） 道路維持費の関係で再度の御質問に対しましてお答えをいたします。

まず、当初予算の段階で、当初からことしみたいな事態を想定して予算を組むというのは、実際問題なかなか難しいんじゃないかと思えます。そういう意味で、そういうことはしかねるといふんですか、組めないというふうな形のことを言うたわけで、補正の制度上、そういうことで予測できないような、ことしみたいな事態が発生した場合は、当然

補正予算を組んで対応していくというのが一般的なやり方ではないかなと思っております。

以上です。

副議長（竹田光良君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 超過勤務手当の問題ですけれども、超勤手当につきましては、当然臨時的に事務がふえるとか、あるいは従来の事務の変更により事務のやり方が違うとか、そういった場合もございます。ですので、そういった場合については、当然それでもし増加するといふのであれば、それは必要な額としては確保していきたいと思っております。

ただ、総括的に超過勤務手当を考える場合には、やはり削減といった方向で我々としてはお願いしますということやってまいりたいと、このように考えてます。

済みません、ちょっと答弁漏れがございました。

退職者に係る事務の引き継ぎですね。それにつきましては、退職者についてはある程度、早期前でしたらその前年の5月、あるいはその退職者が途中退職にしましても、やはり何カ月前にその申し出が出来ます。ですから、それでも我々が認める場合でしたら、当然それが3月末とか、そういったときには時期が来ますので、事前にある程度それは事務引き継ぎという形でその部内あるいは課内で対応してまいりたいと、このように考えております。

〔大森和夫君「意見だけ簡単に」と呼ぶ〕

副議長（竹田光良君） 大森議員。

10番（大森和夫君） 道路予算ね、この補正予算の組み方はそうだと思いますけども、全体に職員の皆さん一生懸命していただいているんやけども、やっぱり予算が少ないからうまくいってないんじゃないかと思えるようなところもあるんです。そういうことで、余裕を持った予算をぜひ組んでいただきたいということで意見を言わせてもらいましたので、お願いいたします。

副議長（竹田光良君） ほかにございませんか。

北出議員。

19番（北出寧啓君） 同じ質問になって申しわけないんですけども、こういう財政危機の時代に退職金は聖域になってるわけですよ。世代的

な問題を考えますと、今後40代等の人たちの退職金がどうなってるのか、退職債がどういうふうこれから保障されていくのか。今の財政、企業からいえば退職金は払えない状況なんですよ、企業会計からいえば。でもこれは聖域で払えてるという地方公共団体の国家を背景にした保障があるわけですが、ただ今後の運用の中で、次の世代がなかなか困難であると。それに対してどのように考えてるのか、ちょっとお示し願いたい。

それから、超過勤務手当が一律で書かれてますけれども、どの部署で特に超過勤務手当が多いのか。その構造的な改革はできないのか、もうこれは不可避であるとしてやられてるのか。その辺の問題について2点、お答え願いたいと思います。

副議長（竹田光良君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 退職金の関係でございますが、退職金は19年ぐらいまでは平均3億から3億5,000万ですが、20年以降どうしても人数が多くなるということで、やっぱり5億程度は年平均で要ってくるんじゃないかと今予測いたしております。

今の財政状況からいいますと、確かに払っていくのはもう相当追い込められた状況ですので、しんどくなつてまいります。1つは退職手当債という制度もありますので、一定条例改正等伴いますが、そのためにはやっぱり施設の統廃合、保育所あるいは幼稚園の統廃合、あるいはそれによって民営化を行うというような、それが1つの条件になってこようかと思っておりますので、今おくれるわけなんです。その辺についても今後精力的に取り組むを進めていかなければならない。それによって退職手当債の発行を何とかこぎつけていかなければならないというふう考えております。

以上です。

副議長（竹田光良君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 超過勤務手当はどの辺の部門が多いかという御質問でございますが、今決算の数値で説明させていただきましたが、どの辺が多いのかというのは、ちょっと今資料的に持っておりませんので、御容赦お願いしたいと思います。

ただ、この超過勤務手当につきましては、当然

組織の中で職員の数が多いとかということもございまして、あるいは1人当たりどれぐらいになってるのかということもございまして、今回の補正予算の中では、これは今回は補正予算でございますので、総務の賦課とか徴収でありますとか、あるいは福祉の関係とか、これは人数の関係もございまして、その辺の額が大きくなると、こういうことでございます。

副議長（竹田光良君） 北出議員。

19番（北出寧啓君） 人件費の問題は、権利の問題もあって非常に難しいんですけども、企業会計的に見れば退職金が出ない。出ないけれども、聖域で出していく。しかも、20年以降はかなり困難な状況で、制度保障されても分割支払いになるのではないかとこのうなとこまで感じております。

実際、そのためにはよほどのさらなる構造改革を含めて この権利保障をするとするならばですよ。それ自体にも問題、どうかと思いますが、それは国家政策なんて触れませんが、その権利保障をするとするならば、退職債の発行等、そのための保障としているんな制度改革をもっと続けていかなきゃならないと。かなり危機的な状況だということをやっぴりもっと認識しなければいけないんじゃないか。

その点、そういうことを認識すれば、今の現状の行政評価なりの枠組みをもっと徹底して、事業評価なり、あるいは意識改革なりにつなげていかなきゃいけないと思います。

実際問題、今、国民の貯蓄というのは1,000兆円ちょっとなんです。ローンとか差し引けば。正確に言ったら1,044兆円という試算があって、逆に連結の政府の負債が1,067兆円で、これ結果的に赤字なんです。だから、国民の総貯蓄を全部つぶしても国家財政はまだ赤字が残ってるという状況なんです。

だから、例えば退職金払い、退職金払いでとことんまで行って、例えば市財政が崩壊すると。その負担が全部市民に来るわけですよ、ツケ回しが。この構造というのは、議会も職員も本当に厳格に受けとめなければ、この程度のことで全くとおさまらないと。もちろん、いろんな市民のサー

ビスを保障しながら、なおかつ構造改革に突き進まなきゃならないという非常に困難な問題である。もっとそれを自覚を促して、徹底してやらなければならないと、そう思います。

意見にかえたいと思います。答弁は結構です。副議長（竹田光良君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 75ページの乳幼児医療費助成の問題ですね。これは500円が1回の自己負担ということで、子供が医療にかかった場合ですね。0、1、2歳がかかった場合、1回が500円で2度までで1,000円の負担をします。これはお医者さんに対して支払うわけですが、この分は泉南市の負担せねばならない医療費の額の中で一定額軽減される分ではないかなと思うんですよ。

それと、大阪府の支出金で271万8,000円というのがあるんですが、これは歳児を引き上げるということで、大阪府は今まで2歳児を実施してなかったということで、今度実施するということですから、この分が泉南市の歳入として入ってくる分だろうと、そういうふうに思ってるんですが、0歳、1歳、2歳ですね、その対象人数が幾らであるかということと、それから歳児を引き上げるということになればどれぐらいの負担になるのか。泉南市の方の費用として医療費として減る分があると思いますから、その辺のところを具体的に、乳幼児の医療費助成で泉南市が当然大阪府の制度を受けて、他市ではほとんどの市は0歳、1歳、2歳、3歳まで、阪南でも今度3歳までになったと思いますよ。佐野も多分実施してるんじゃないですか。そういうことも含めて泉南市が歳児引き上げは、一定負担額はあるでしょうけど、ほんの少しの負担で実施できるんじゃないかと思えますので、その辺聞かせてください。

それから、89ページの留守家庭児童会ですが、今、信達小学校はチビッコホームに入れなくて待機されてる子供さんが何人かいると聞いてるんですが、その辺の状態も聞かしてほしいんですね。指導員ということで賃金の補正があるんですけども、その辺では4月のスタートラインで対応してたはずだと、私はそういうふうに思ってたんですけど、補正を組まねばならないようなことがど

うして起こったのかということも聞かしてください。

それから、図書館及びホール費ですけども、これは給料、職員手当、共済でかなりの減額、813万5,000円の減額があるんですが、これは人が減ったんですかね。職員の減になってこういう形になって多分減額されたんでしょうが、その辺の理由も聞かせてほしいのと、今後の問題として、一質でもやらしてもらったんですが、こういう形で人材が減っていくことによって実際図書館の運営ができていくのか、随分心配をしています。それだけです。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 今回補正をお願いしております乳幼児の関係でございますけども、歳入では本年11月1日から乳幼児医療制度の1歳拡充が府の方で行われまして2歳児までということで、本来市の単費でございましたが、11月から来年3月まで5カ月間の歳入更正ということで271万8,000円、府からの歳入ということで補正さしていただいております。

1回当たり500円の2回まで1,000円と。これは医療助成の関係で最終的には市としての効果になってきます。いわゆる医療機関に患者がお支払いするというので、市としてのプラス面となって最終的には出てきます。

それと、他市も歳児引き上げについてはそういうような動向にもございますが、一般質問でもお答えしましたように、この泉州中心にまだ3歳未満という市町、0、1、2歳対象の市町もございます。4医療が改正されて、それなりの市に対する効果額はあるんですけども、老人あるいは母子福祉、障害、それとこの乳幼児、これすべてやっぱり新しいビルドとして今後いろんな施策を展開していく必要があるということで、歳児の引き上げについては慎重に時期等見きわめていかないけないということで、一般質問でもお答えさしていただきましたけども、今後の検討課題として取り組んでいきたいと、このように考えております。

対象人数は、担当課長の方からお答えさせていただきます。

議長（真砂 満君） 高橋生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（高橋 勇君） 乳幼児の対象人数ですが、単独制度として、平成15年度の実績で763名あります。4歳児としてもそれが上がるとしたら779名と、市民課でいただいたピラミッド数字として試算しております。

済みません。3歳児が今現在、市単独制度として実施してますので、それが丸々府制度として移行しますので、人数としたら今度4歳児になる人が779名の増ということになります。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 三王生涯学習課長。

教育総務部生涯学習課長（三王智志君） 松本議員に御答弁させていただきます。

留守家庭児童会費の補正額についてでございますけれども、その大半につきましては、留守家庭児童会におきましては障害児、例えば樽井の方では車いすのお子さんとかを受け入れてる関係がございまして、その子供さんの関係でアルバイトの指導員さんを加配という形で4名しております。その分についての賃金108万1,000円がその主な補正額の内容となっております。

それと、先ほど待機児童の話が出ておりましたけれども、現在、信達小学校の方で4名の待機児童が出ておりますけれども、これについては、待機児童が出ないように定員をふやすとかということも検討はしておりますけれども、現時点ではちょっとそれは難しいということで、この補正についてはそれに関連してということではございません。

以上です。

議長（真砂 満君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 89ページの図書館及びホール費の中の補正予算で813万5,000円減額になっておることに関して、人員減の中で図書館、文化ホールは運営できるのかという御質問がございました。

今回813万5,000円補正減になったのは、当初見積もりから4月1日の時点で司書職員が教育委員会、本庁の事務局へ異動したことに伴う減額対応です。

今回、私ども司書職員を1名教育委員会事務局へ異動させた1つの理由の中に、もう2年ほど前

でしょうか、国が子ども読書推進計画をつくりなさいということで、法律もできております。泉南市はまだその辺が確立しておりません。今後、公立図書館と学校図書館、この2本柱にした泉南市の子ども読書活動推進計画、これを策定したいということで、その関係もあって職員を異動させたわけでございます。

なお、その職員の後の対応については、当然司書資格を有する嘱託あるいはアルバイト職員によって対応しておりますので、基本的には従前どおりスムーズに運営できております。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） 先ほど質問の中で1つ落ちたんですが、61ページの使用料の部分で浴室使用料というのがありますが、あれはあいびあのおふるが有料化になったと、こういうふうに聞いてるんですけれども、この減額というのは、当初の見込んでた分は、結局利用者が少なかったということで、こういう形での減額補正されたんでしょうね。

この問題では、利用者がどれくらい減ったのか。4割くらいと聞いてるんですが、間違いないでしょうかね。これだけたくさんの方が有料化されたことによっておふるの利用が減るということは、ちょっとやっぱり余りにも今のあいびあの利用者にとっては酷な話だったんだなあ、そういうふうに見えるんですよ。高齢者で本当に楽しみにしていたおふるですね。入り口で有料化ということでシャットアウトされてしまったと、こういうことが起こってきているということではやっぱり問題だから、私はもう有料化は、やっぱり施設というのは利用されてこそ初めて生きてくるわけですから、利用する人数が減るということをするということは、市民サービスの点でもこういう減になること自体が大きな問題としてやっぱりもう一度考え直さなアカンのではないかなと、そういうふうに思いますので、その辺聞かしてください。

それから、乳幼児の医療費の助成制度ですけれども、せっかく大阪府がこういう形で新たに歳児引き上げをされたんですから、その部分で浮いてきたお金を生かして使えるような対策を講じるべ

きですよ。全国的にはもう中学3年までやってるところがあるとか、そんなとこまで出てますよ。もう就学前というのは当然のことであって、たくさんの自治体で、少子化時代ですから生まれた子供は大切に育てたいと、そういう思いから実施されてきたこの制度を、大阪府が一番全国的にもおこなっている中でも、とにかくやらないかんということで大阪府がスタートを切ったわけですよ。で、泉南市が独自でやられていた分に対して大阪府がスタートを切ったことによってお金が浮いてくるわけですから、その分も生かして使うということをおこなうべきですよ。

私は、どのぐらいのお金の額になるのかなということでも聞かしていただくんですが、今お答えなかったんで、聞かしてください。

それから、保育所の問題も第1回目に質問し損ねたんですが、延長保育促進事業費補助金ということで、大阪府から1,800万円近いお金が来てますね。実際にこういう形で延長保育にお金が出ているのに、泉南市では普通常識でいえば、通勤時間も含め、それから労働時間も含めて、他市では延長時間というのは朝の7時から夜の7時までで子供たちを見る体制というのはつくってるわけですよ。そういうのは一般質問でも指摘されて、当然延長については見直さざるを得ん、見直すべきだと、それも検討していこうというお答えもいただけてますけれども、最近は男女均等法で労働時間というものも夜中まで仕事をせねばならない女性もたくさんふえてきてますから、ここら辺をやっぱり充実させていく1つの大事な行政やと思うんですよ。その辺についてはどうされるのか、もう一度きちっと対策を講じていただきたい。こうしたお金が出てるということで、補正予算で組まれてきたわけですから。

それから、待機児童についても、保育所の待機児童というのは、こういう不況の時代ですから、生活にかかわって働きたいという女性に働くことができない状況をつくってしまっているわけですから、今、行政として少子化時代、それからこういう女性の労働を保障するということでは、きちっと待機児童のなくなるような形での対策を講じるべきだと思います。

それと、アルバイトの賃金ですね、この保育所費の中の。アルバイトの賃金がどんどん多くなっていってるんですけども、減額は給料や職員手当で減らされてきてるんですが、この辺のところも答えといていただきたいなど。保育所の問題では、今後の泉南市の対応を答えをいただきたい。

それから、子ども支援センターも1つ質問から抜けましたんですが、このことに……

議長（真砂 満君） 松本議員に申し上げます。付託議案でございますので、質疑についてはできる限り簡略でお願いします。

9番（松本雪美君） はい、わかりました。簡単にね。

子ども支援センターの中身を一応報告しといていただきたいなと思います。これも少子化時代の問題だということをつくられた行政ですので、これもお答えをお願いします。

それから、留守家庭の児童会の問題もそうですが、今後これから後も信達小学校は周辺ではミニ開発がふえて子供たちがふえています。教室も足りなくなるような実態ですが、このまま放置はできないと思いますので、今後の状況をどういうふうにするか、この解決のためにつくられていかれるのか、聞かしてください。

議長（真砂 満君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 相当数多く御質問されましたけども、もし抜けておりましたら、また御指摘いただきたいと思います。

1点目の浴室使用料の関係でございますが、御指摘のとおり、平成15年の10月から有料化したことによりまして、当初予定しておりました利用者の減少が見込まれますので、80万円の歳入更正をさしていただいております。割合とすれば4割程度の減少になるのではなからうかと。これは、使用料・手数料の見直しを昨年10月からさしていただいたわけですけども、一定の受益者負担をいただくという公平性の面から使用料をいただくということにしております。

それと、2点目は乳幼児医療の効果額の関係でございます。

これは9月議会でもお答えしましたけども、効果額が一部負担金の導入と3歳児未満、いわゆる

2歳児が府の補助対象になりました関係で約2,000万、たしか二千二、三百万の試算でございました。実際に1歳引き上げるのには約2,000万余りかかると、こういうことで9月議会で御答弁さしていただいております。

確かに、歳入面から見れば1歳引き上げられるんではないかということでございますが、次世代育成対策も今計画もしています。だから、いろいろと少子化に向けて、乳幼児の関係も含めまして、今後ビルドとして何らかの施策を講じていく必要もございます。

それと、今回4医療で合計しますと4,000万余りの効果が出てますけども、老人あるいは障害者、母子家庭、それでこの乳幼児と、こういう分野の17年度以降でビルドとして新しい施策に取り組む必要もあるということも踏まえまして、今後慎重を期す必要があるということで考えております。

実施状況を見ますと、府下では3歳児未満が一番低い対象年齢でございます。府下では11市ございまして、11市のうち5市が3歳児未満として泉州の各地にございます。だから、近隣市の動きもあるんですけども、実施時期等については今後慎重に検討していきたいと、このように考えております。

それと、延長保育の推進費の関係でございますが、これにつきましては、内容としましては、平成14年度から取り組んでおります6時から6時半までの30分の延長分に対する運営費の補助でございます。今回、府の補助制度の事業採択が得られるということで明確になりましたので、歳入更正をさしていただいております。

御指摘のとおり、本市は7時から6時半までという形になってまして、午後は7時まで30分まだ延長いたしておりません。これにつきましては、一般質問でもお答えしましたように、職員の勤務条件等いろんな課題がございますし、関係団体とも十分協議する必要もございますので、7時までの延長については今後前向きに検討はさせていただきたいと、このように考えております。

ちょっと、あと保育関係でございますので、担当課長の方からお答えさせていただきます。

議長（真砂 満君） 中脇児童福祉課長。

健康福祉部児童福祉課長（中脇一雄君） 保育所費のアルバイト賃金についてでございますが、本来4月当初の保育所の運営につきましては、延長保育の臨時職員あるいは調理の臨時職員など、一部を除きまして基本的に正職員または嘱託職員で対応をするというふうにしております。このことから、当初の予算におきましては、病気かわりに、病気代替等によりまして欠員の補充のためのアルバイト賃金を各保育所ごとに2名ずつということで予算化を図っておるところでございます。

今年度増加の要因といたしまして、まず4月当初に嘱託雇用を考えておりました看護師2名について、嘱託の応募がなかったということからアルバイトの雇用に切りかわったこと。それから、財政健全化によりますフリーの嘱託保育士をアルバイト職員への段階的な切りかえということもございまして、そういったことで今回補正をお願いしているところでございます。

それから、子ども支援センターの問題についてということでございましたが、これは補正の内容……。よろしいですか。

議長（真砂 満君） 待機児童のことは。

健康福祉部児童福祉課長（中脇一雄君） 待機児童のこと、申しわけございません。

待機児童についても、年度初めの入所につきましては、一般質問の方でも部長の方から御答弁さしていただいておりますが、入所の申し込み状況に応じて歳児別のクラス編成あるいは職員の配置を行うことによりまして、限りなく待機児童が出ないように対応しているところでございます。

しかしながら、途中入所の申し込みにつきましては、やはり歳児別の部屋の状況、職員配置などの点から保育所の最低基準を遵守する必要がございますので、待機児童の発生を防ぐことが困難な状況でございます。保育士の確保を行うなど、待機児童の解消に極力努めております。

そういったことで、今現在、大体50名程度でございます。しかしながら、来年5月には新家保育園の方で60人の定員増を含めた建設も計画されておりますので、一定当面は待機児童の解消に寄与できるのではないかと考えてござい

ます。よろしくお願いいたします。

議長（真砂 満君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 学童保育についても、先ほどの児童福祉課長の答弁と基本的には同じようなスタンスです。ただ、信達を取り上げますと、一昨年国庫補助を受けまして新教室を建築したところであり、さらに新たな建築を行うというのは非常に困難なところがございます。ただ、年度途中の申し込みとか、あるいは定数の見直しとか、いろいろ工夫するなりして、できるだけ希望者を受け入れるようにしたいと思います。

ただ、私どもも毎年受け入れる人数を一定確保、それに合わせて指導員の用意をしてるわけですが、どうしても年度途中の申し込み等で一定しないところがありますが、できるだけ希望者の御希望をかなえてあげていきたいと、そう考えております。今後努力してまいります。

議長（真砂 満君） 松本議員。

9番（松本雪美君） もう1分で終わります。

先ほどからいろいろお答えありがとうございました。1つずつ取り上げたら時間かかりますので、もうやめときますが、図書館の問題で子ども読書推進計画というのがつくられて、それを泉南市でも計画を策定せねばならないと、そういうことで司書を引き揚げられたということで、図書館の方は実際には必要な人材が抜かれて、あとアルバイトですか、嘱託ですか、そういう人に対応されると、こういうことですけど、私は大事な問題として、泉南市内のBM、自動車図書館ですけど、そういう問題も取り上げさしてもうたんですが、本当に国もこういうことで取り組んでくるわけですから、図書行政そのものが絶対に後戻りすることのないように、前へ進んでいって充実さしていくという立場で臨んでいただきたいと思いますので、それだけお願いしときます。

議長（真砂 満君） 6時10分まで休憩いたします。

午後5時55分 休憩

午後6時12分 再開

議長（真砂 満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号に関する質疑を続行いたします。

質疑ありませんか。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、日程……（小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ）小山議員。

4番（小山広明君） 休憩を終えて再開をしたら、やはりちゃんと集まるまで待って開くべきですよ。そんなん、ないのわかってって、終わるのおかしいでしょう。そら、ある程度、僕は聞こえてすぐ来ましたよ。何でそんな運営の仕方するんですか。初めから僕は手挙げとるんだし、おらんのわかってるんやから、それは来るまで待つのが当たり前じゃないですか。何でそんな運営をするんですか。議長（真砂 満君） 小山議員に申し上げます。私は、6時10分まで休憩しますということの時間明言をいたしておりますし、10分前までに予鈴を放送でさしていただいておりますし、過半数の議員につきましてはその時間内に着席をしていただいておりますので、運営をさしていただいているところでございます。

次に、日程第19、議案第……（北出寧啓君「議事進行」と呼ぶ）北出議員。

19番（北出寧啓君） 今回、議案第13号は終わりましたけれども、これから14号、15号等、すべて付託議案でございます。今の場合も総務文教常任委員会に付託されます。付託議案に関しては、我々本会議即決ではございませんので、基本的な要点だけ質疑応答をするということで、何のために我々委員会制度を去年、真砂委員長、堀口議長の中で努力してつくっていただいたと。そういう制度を確認して、新たな枠組みの中で議事運営を行っていただきたい。よろしくお願いいたします。

議長（真砂 満君） 北出議員の御意見にお答えいたします。

私もその意向で議事を進めさせていただいております。各議員の皆さん方には御協力も含めて再三お願いを申し上げているところではございます。よって、御意見がございますので、改めてお願いを申し上げます。付託議案でございますので、その辺十分御配慮をいただきまして、質疑につき

ましては簡潔にさせていただきますようによろしく
お願いを申し上げます。

改めて、次に日程第19、議案第14号 平成
16年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計
補正予算(第2号)を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長(中野克己君)

〔議案書朗読〕

議長(真砂 満君) 理事者から提案理由並びに
内容の説明を求めます。中谷助役。

助役(中谷 弘君) ただいま上程されました議
案第14号、平成16年度大阪府泉南市国民健康
保険事業特別会計補正予算(第2号)につつまし
て御説明申し上げます。

平成16年度大阪府泉南市国民健康保険事業特
別会計に変更を加える必要が生じたため、地方自
治法第218条第1項の規定により補正予算を調
製し、同法第96条第1項の規定により議会の議
決を求めるものであります。

補正の内容につきましては、議案書99ページ
をお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ6
44万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6
5億1,475万4,000円とするものであります。

議案書103ページをお開き願います。歳入の
明細につきましては、職員異動等により人件費の
増額となった職員給与費等に対する一般会計から
の繰入金の補正であります。

議案書104ページをお開き願います。歳出の
明細につきましては、給料を163万円、職員手
当等を403万5,000円、共済費を77万5,0
00円増額するものであります。

給与費明細書につきましては、議案書105ペ
ージに記載のとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていた
だきます。御承認賜りますようよろしくお願い申
し上げます。

議長(真砂 満君) これより質疑を行います。
質疑はありませんか。 成田議員。

16番(成田政彦君) 一般会計からの人件費の
繰り入れがあったんですけど、他の一般会計の繰
り入れについての状況をちょっと教えてください。

議長(真砂 満君) 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長(楠本 勇君) 今
回の644万円の補正でございますが、国保事業
におきまして今年度、人事異動に伴う職員給与費
あるいは職員手当等におきまして不足が生じると
いうことで、一般会計から繰り入れさせていただ
きまして、必要な歳出の補正をお願いしている
ところでございます。

以上でございます。

〔成田政彦君「違う。一般会計の繰り入れの
人件費だけでしょう。一般会計の今の繰り
入れ状況がどうなるとるか聞いたんや。一
般会計がどういうふうな繰り入れとるか」と
呼ぶ〕

議長(真砂 満君) 理事者に申し上げます。質
問者の趣旨を十分御理解の上、答弁をしていただ
きたいと思います。平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長(平島長史君) 申し上
げます。

今ちょっと16年度の予算書自体持ってません。
資料として持ってません。

議長(真砂 満君) その場でお待ちください。

平島課長。

健康福祉部国保年金課長(平島長史君) 今まで
の繰入額ですか……。前年度のしかちょっと今資
料ありませんけども、前年度繰り入れが5億3,4
07万9,741円です。16年度はちょっと今こ
こに持っておりませんので……。補正前の額とし
て5億4,717万円です。それで補正額が644
万円、補正後5億5,361万円となります。

以上です。

議長(真砂 満君) 成田議員。

16番(成田政彦君) 今の一般会計からのいわ
ゆる繰り入れなんですけど、これはもう今、純粹
に財政的支援じゃなくて、これはもう人件費のみ
で総額5億ということですか。人件費だけで一般
会計の繰り入れは……。こんなに多くないわな。
それをちょっと聞きたかってん。この5億の中身
を聞きたいんで、一般会計の繰入金は財政的とか
人件費とか、そういう中身をちょっと聞きたかつ
たんや、おれ。今どうなるとるか。

議長(真砂 満君) 成田議員に申し上げます。
もうしばらくお待ちください。今、予算書を取り

に行っております。平島国保年金課長。
健康福祉部国保年金課長（平島長史君）申しわけございません。平成16年度職員給与費等で1億1,139万円、出産一時金で5,760万円、保険基盤安定で3億2,857万6,000円、一般減免が1,321万2,000円、財政安定化支援事業3,639万2,000円、計5億4,717万円。

以上です。

議長（真砂 満君） 成田議員。

16番（成田政彦君） 5億6,000万のうち、一般会計のいわゆる滞納問題なんかあるんです。これに対する赤字補てんには、これは全くこの中にはないと、全くそういう点はないという……。財政安定化支援事業3,600万と入ると、これは赤字補てんを解決するため、そういうのは今一切ないということですか。その辺ちょっと。いわゆる国保財政の赤字解消のために財政支援としての一般会計の繰り入れはないんやなど、この確認だけよ、僕。

議長（真砂 満君） 平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 平成16年度の予算には入っておりません。

議長（真砂 満君） ほかに。以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、所管の厚生消防常任委員会に付託いたします。

次に、日程第20、議案第15号 平成16年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。中谷助役。

助役（中谷 弘君） ただいま上程されました議案第15号、平成16年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

平成16年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決

を求めるものであります。

議案書107ページをお開き願います。補正予算の内容につきましては、歳入歳出の総額からそれぞれ968万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億8,841万5,000円とするものであります。

補正の理由につきましては、本年4月1日に行われた人事異動による1名分の給与減額及び1名の育児休業に伴う給料、手当、法定福利費を減額するものであります。

歳入につきましては、議案書109ページに記載のとおり、一般会計繰入金968万7,000円を減額するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 小山議員。

4番（小山広明君） 私もこれから開催時間前に入りたいと思います。大変、私自身がミスをして申しわけなく思っております。

下水道会計の分で今提案されとるわけなんですけど、人事異動による増減という説明でございますけれども、この期末手当というの減額になっておるんですが、この期末手当の計算方法というのをちょっと詳しく御説明いただきたい。

それから、決算書を見るとプラ・マイゼロになっとるんですが、これはあり得ないことなんですけど、なぜこういうプラ・マイゼロというような数字にいつもなるのか。市から一般会計への繰り入れをやっておるのが、つまり赤字分を補てんするという、そういうものであろうと思うんですが、その辺の説明をいただきたいと思います。

それで、今回のこの人事異動による補正というものも、そういうすべてプラ・マイゼロになるというような形で一般会計からの繰り入れ処理をしているのか、御説明をいただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 島原人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（島原功明君） お答えいたします。

期末手当につきましては、本俸に調整手当、扶養手当とございます。それに対して一定の率を掛

けます。一般職、特別職の違いは、一般職につきましては期末、勤勉に分かれておりますが、特別職につきましては期末一本となっております。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 下水道会計はプラ・マイいつもゼロになってるのはどういうことかということですけど、平成5年に下水道会計ができて、先行投資とか大きく、あるいはまた普及率の関係もありますので、まだ成熟していないということで、一般会計の方から収支均衡になるようにこれまで繰り出しをしていたというふうになっております。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） いや、答弁がちょっと不十分だから。私、今回これをするともうできないんでちょっと困るんですが、期末手当については本俸と調整手当と言うけど、職員がこの3次計画でも示されておる。これは私、議員時代に議論したから覚えとるんですが、いわゆる加算支給、20%を限度として加算支給する、やってもやらんでも同じ給与の出し方は問題があるということで導入をされた。

しかし、実態的には一律的に配分をしておると。部長級あたりはオール2割アップしとると。これでは入れた趣旨からいえば、何か同じように、いわゆる俗な言葉でいえば働いても働かなくても同じ給与が当たると。だから、そういうことで職員のやる気を奮い立たせないというんかね。僕は、入り方は問題だと思うんだけど、それがまた同じような趣旨で一律配分しとるという、こういうことは今改められておるんかどうかですね。

しかも、そういうことが全く関係ない市長とか議員にまで2割加算しとるでしょう。これは必ず問題になりますよ、こんなことやったら、この財政破綻のときに。だから、我々は50万の給料、ある意味では給料をもらっとるけど、実際60万もらっとるんですよ、これね。そこに月数を掛けるわけですから。しかし、ほとんどそういう明細説明がないまま支給されとると。何か問題になれば、これは議員なんか大変なことになりますよ

ね。

しかし、条例に基づいてとるからいいといえいいんですけども、やはりこういう問題については、早急に問題がある制度については是正をしていかないと、市長あたりにも大きな迷惑がかかるし、我々も迷惑かかるんですね、そんなことが問題になれば。そういう趣旨で入ったもんじゃないんですから。そこをちゃんと始めから説明してもらわないと議論になりません。

それから、何か成熟していないからプラ・マイゼロにするために一律的に一般会計から入れとるといことになる、入れとるこれが全部赤字という解釈でいいのか。それとも、当然一般会計から入れるべき雨水管とか、そういう問題と分けて入れないと、どれだけが赤字になってるのかわからないんじゃないですかね。

だから、こういう提示の仕方。今回も人事異動によって増減というけども、それも全部プラ・マイゼロにするために一般会計から全部入れるんでは、やはり下水道会計そのものの問題性が見えないというようなことで、もう少しきちっとした説明をしていただきたいと思いますね。

議長（真砂 満君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 一般会計から収支均衡の額になるように繰り出してるわけなんです、ただ、下水道事業というのはまだ成熟しておりませんので、それでは企業会計として収支均衡になるようにするには、また下水の使用料等、相当な値上げになって、受益者だけでは到底負担するのは困難であるというふうに考えております。普及率もまだ50%程度ということでございますので、成熟するまでは一般会計の方から繰り出していきたいということです。

ただ、下水道の使用料の徴収率については、一定府の平均とか、そういうふうなのを加味いたしまして、その徴収率に達しない差については、今後赤字として負担していただくようには考えております。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 島原人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（島原功明君） お答えいたします。

傾斜配分についての見解を申し上げます。

まず、これは通称言われているのが役職加算と
言われています。それぞれの役職に合わせて5%、
10%、15%、20%、制度的なものでござい
ます。この制度導入に当たって、当然その導入時
に議会の中で議論されて、その中で同意を得たも
のという形でございます。

今後この制度が制度的にまた変わるというもの
であれば、それはその時点でまた御議論してい
ただいた中で制度として変えるものと考えており
ます。

以上でございます。

〔小山広明君「市長、それでいいんですか。こ
の出し方で。問題になりますよ、絶対。どう
ですか。議長、あと意見だけ言っときますが」
と呼ぶ〕

議長（真砂 満君） 小山議員。

4番（小山広明君） これは私、問題提起したん
ですから、きちっと対応してくださいね。こうい
う趣旨で入ったんじゃないしに、役職加算というだ
けじゃないしに、やっぱりやる人とやらない人をそ
ういう形で加算をしていくと。だから、一律的に
ずっとやるというんじゃない趣旨が全然違うんですよ。

そういうことで、これはぜひいろんな面から検
討していただかないと、私は大変な大きな問題に
なると思います。これはいろんなところでも問題
にしておりますから。

それから、下水道の問題も、成熟していないか
ら入れるという発想では、やはり私はだめだと思
いますよ。これも早急にどれだけの負担が実際か
かるのか、赤字の額はどうかということをし
ちっと明細を出して、議論できるようにしてい
きたいと思いますね。でないと、こういう形で下
水道がどんどん、帳面上はプラ・マイゼロで行くわ
けですからね。その抑制の問題にも議論がつか
ないわけですし、ぜひそういう出し方をして
いただきたいということで、意見にしておきます。
議長（真砂 満君） ほかに。 以上で本
件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、
所管の産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、日程第21、議案第16号 平成16年

度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）
を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（中野克己君）

〔議案書朗読〕

議長（真砂 満君） 理事者から提案理由並びに
内容の説明を求めます。白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） それでは、議案第16
号、平成16年度大阪府泉南市水道事業会計補正
予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

117ページをお開き願います。まず、収益的
支出の補正でございますが、款といたしまして、
水道事業費用1,252万7,000円を増額し、1
6億7,572万2,000円とするものでございま
す。

また、資本的支出の補正でございますが、24
6万6,000円を増額し、8億4,136万9,00
0円とするものでございます。

次に、119ページをお願いします。収益的
支出の補正としまして、退職手当負担金として1,2
52万7,000円の補正をお願いしてございま
す。

内容につきましては、本来企業職員、いわゆる
水道部の職員の給与につきましては、退職手当も
含め企業会計から支出することになっております。
これまでは水道部に在職した期間のある職員につ
きましても一般会計から全額退職手当の支給を受
けておりましたが、今年度からは水道部での在職
期間に応じまして企業会計から一般会計に退職手
当の応分の負担をすべく、補正をするものでござ
います。

次に、資本的支出の補正としまして、給料、手
当、法定福利費としまして246万6,000円の
補正をお願いしてございます。これにつきましては、
本年4月1日に実施されました人事異動によ
り人件費の補正をするものでございます。

なお、給与費明細書につきましては、120ペ
ージに記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせてい
ただきます。よろしく御審議の上、御承認賜り
ますようお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） これより質疑を行います。
質疑はありませんか。 成田議員。

16番(成田政彦君) ただいまの水道部長の発言によりますと、この退職金1,200万については、現在水道部には在職してなくて、他の部署について、退職するから水道部に在職した5年分については水道企業会計から支払うという説明ですけど、これは初めてこういうことをするんですな。

そうすると、水道事業会計の営業費用、これはどういうお金で 今まではそういうことしてなかったんですわ。これは営業収入、水道料金。だから、今までは営業収益の水道料金でこういう退職金、水道局に在職、一時おっても負担はしてなかったんですな。これを負担すると、水道料金の値上げに、この1,200万円というのは、営業収益、水道料金の値上げ、水道料金で退職金を払うとしたら、将来例えば1,200——今、幾らですか、水道局の黒字は、1,252万円でしょう。これは例えば水道局に今3人、4人が一遍に出てきたら、他の部署において退職の人がね。これから団塊の世代いっぱい出てくるからね。もしこれ五、六千万も出てきた場合を想定したら、今の水道、今は黒字か知らないけど、これを水道料金に転嫁しなきゃならない、この問題を。そういう新たな問題が論議になってきますわな、これ。今まではそういうことしなかったからね、そういう水道料金に転嫁できなかった。退職金を転嫁することになるんですけど、これは大きな問題でっせ。

一般会計で、本来税で賃金、給料を払うんですけど、こういう企業局の現在職員でもないのに、5年おったからで、その分だけを営業収益で払うということは、水道料金の値上げにつながるん違いますか。ことしは1人ですけど、将来どうですか。何人ぐらい出てきます、こういう人たちは。何人かおるん違う、こういう水道部から一般職へ移って退職する。これは統計出とる。何年に何人、何年に何人と。そしたら、そのとき水道会計が黒字であっても赤字に転化することになるからね。その点どうですか。

議長(真砂 満君) 白谷水道部長。

水道部長(白谷 弘君) お答えいたします。

成田議員御指摘のとおり、この負担につきましては、当然水道収益の方から支払うことになりま

ず。私どもの収益に影響してくるということになります。ただ、今年度につきましては3名が該当いたしております、1名につきましては38年勤務いたしてございましたので38分の2、もう1名につきましては35分の2、あとの1名につきましては29分の12ということで負担することになってございます。

それと、今後の退職見通しについての御質問もあつたわけでございますが、何分最近の泉南市では早期退職等もたくさんございますので、現時点では来年度何人、再来年は何人という統計は出てございません。

以上でございます。

議長(真砂 満君) 成田議員。

16番(成田政彦君) いや、水道料金の今黒字は幾らか。15年度決算の黒字は幾ら。

議長(真砂 満君) 答弁漏れがありましたので、白谷水道部長。

水道部長(白谷 弘君) 成田議員の御質問にお答えいたします。

ここ数年につきましては、相当単年度で赤字が出てございます。平成11年度の単年度で1億2,900、12年度が1億9,300、13年度が1億600、14年度が1億200、15年度も1億程度の赤字でございます。累積でいいますと7億7,000万円の赤字でございます。

以上でございます。

議長(真砂 満君) 成田議員。

16番(成田政彦君) そうしましたら、企業会計と言うけど、今までは一切そういうことを負担しなくて、少なくとも1,200万とかそういう退職金を持つことは、さらに赤字をふやすことになるでしょう。違います。今まではしなかったんでしょう、そういうことを。なぜしてなかったんですか、そういうことを。ことし初めてでしょう、そういうことをしたの。赤字のとき、前の水道料金を上げるとき、そんなこと一切言わなかったし。職員の退職金、他部局に働いて、そんなことは一切言わなかった。今回初めて出てきたでしょう。(堀口武視君「親金ないからしゃあないわしよ」と呼ぶ) いや、親関係なくて、人件費の負担は営業収益の値上げにつながるんですよ、結局これは。

住民負担につながるんですよ。あんたら、あれでしよう、福祉料金で、今度90万切るんでしよう、水道部は。水道料金払えん人、来年か、切るんでしよう、そういうのを。そういうのを切るん違うの。90万円も、払えん人を。片方ではそういう冷たいことやっというてね。

議長（真砂 満君） 答弁求めます。白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 成田議員の質問に御答弁申し上げます。

提案理由のときにも御説明申し上げましたが、公営企業法第38条によりますと、退職金も含めて企業で支出するという事になってございます。従来、一般会計から支出を行っていただいていたわけですが、今年度につきましては行財政改革推進の一環としまして、財政健全化項目の1つに挙げられてございまして、これの実行をしたいということでございます。

以上でございます。

議長（真砂 満君） ほかに。 島原議員。17番（島原正嗣君） 簡単に2点ほど御質問いたします。

118ページの関係です。これ、第4条として8条の職員給与3億3,516万3,000円から、その横に3億3,762万9,000円補正をすると、こうあるんですが、この4条の上に括弧して「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」と、こう書いてるんですが、これは職員数にしてはどれぐらいの規模の職員数の人件費に当たるのか、教えていただきたいなというふうに思います。これは水道職員全体の給与かどうかです。これが1点です。

もう1点は、120ページですが、給与明細書の中の総括で、いろいろ一般職とか嘱託とか書いてるんですが、これあくまでも水道職員のことを指してると思うんです。この水道職員の一般職の定数条例というのは、これは水道局の方で一応作成されているのかどうか。泉南市全体の一般職のこの条例の中には、水道事業に係る職員定数というのはないわけですが、別途水道課の方でそういう定数条例的なものを適用するようになってるのかどうか、お答えをいただきたい。

それと、嘱託4人あるんですが、この場合の嘱託の職務は一体どういうことをやってるんか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

議長（真砂 満君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 島原議員の御質問にお答えします。

まず、第1点目の第4条の職員給与費のことでございますが、3億3,516万3,000円を3億3,762万9,000円に補正するという件でございますが、資本的支出の補正の246万6,000円を追加した額でございます。これにつきましては、議会の議決を経なければ流用することができないという項目でございます。

次に、この3億3,516万3,000円につきましては、120ページの合計欄に記載いたしてございまして一般職員36名及び嘱託4名の合計額でございます。

なお、私ども企業の職員定数につきましては、現在40名となっております。

あとの件につきましては、担当課長の方から御答弁申し上げます。

議長（真砂 満君） 出口業務課長。

水道部業務課長（出口幸廣君） 私の方から120ページの一般職、嘱託職員の関係で、嘱託職員の業務内容でございますけども、2名が水道メーターの検針員、それからあと2名が浄水係の嘱託職員ということになっております。現在、嘱託職員については、自己都合でということをやめられております。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 島原議員。

17番（島原正嗣君） これは部長の御答弁いただいた関係ですが、今言うように追加予算が出てきましたからそのように変えるんだということ。これは私もよくわかってるんですが、この限度額ですね。議会の議決を経なければならない。例えば専決処分のような限度額のことを指してると思うんですが、この3億3,762万9,000円を補正すると。したがって、これ以上の予算をつける場合は議会の議決が必要だと、こういう定義になってるわけですね。

これは、企業特別会計だからこういうことになっているのか。あるいは予算との関係は、それは追加予算ということにすれば済むわけですが、議会の議決を経なければならないというこの3億3,700万以上の補正をする場合というその法律上のこの中身の解釈ですよ。これはどこに抵触してそういうことにするのかですね。地方自治法か、特別企業会計法とかというのがあるわけですが、ちょっとわからないので教えてほしいなと思います。

それと、こういう表現は初めてだと思うんですが、定数条例 条例というのはちゃんと条例規定集に載せとかないかんわけですが、水道部だけで持っておられるというのは、内示が何かと違うのかなと思うんですが、あるんやったらその書類をやっぱり議員にも きょうでなくてもですよ、ひとつ配付してほしいというように思いますし、本来なら、やっぱりこういうような規則規定集をつくって、特別事業会計に関する定数条例というような形にしとかなあかんのじゃないですか。聞かれて初めて40名というわけにもいかなでしょう。現に独立した企業としての事業をやってるわけですから、その定数は幾らですよ。今言うような退職金の規定もあるんだと思うんですよ。そうですね。

水道事業にかかわってる職員の例えば退職条例的な、一般職と同じようなそういう規則があったら、それも一緒に添付して提出してください。一般職の場合はこれに全部載ってますけども、今おっしゃる企業会計の場合の職員さんは載ってないわけですから、条例にないわけですから、幾ら探しても。それを一回出すようにお願いをします。

それと、もう1点は、最近、社会的にいろいろ批判をされてるのは、互助会に対する補助金の問題ですが、これは企業会計の方もそういう職員に対する手当をしてると思うんですが、この状況について今後どう判断してんのか、従来どおりそういうその互助会的なシステムを考えていくということなのかどうか、お答えをいただきたい。

以上です。

議長（真砂 満君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） まず1点目の議会の議

決を経なければ流用することのできない経費の件でございますが、これにつきましては、職員給与以外の他の款項目へ使ってはならないということになってございます。

次に、定数の件でございますが、泉南市水道事業職員定数条例ということで、泉南市の例規集4,600ページに記載いたしてございます。申しわけございません。例規集がさらになりましたんで、2,211ページでございます。2巻の方のページでございます。

議長（真砂 満君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 共済費の件でございます。これは一般会計も同様でございますが、共済、健保、互助、この3組合でございます。大阪府の市町村の場合は府下一括でやっておりますんで、それぞれ我々も組合員、それから組合の理事長とかおられるわけですが、先般の市長会で3組合の責任者 理事長ですね あてにこの負担金の改正、もっとその負担率を減らすべきだということで要望書を出しております。それぞれ3組合の方でそれを受けて具体的に検討を始めていただいております。

議長（真砂 満君） ほかに。 小山議員。

4番（小山広明君） 今、説明いただいたんですが、1つは、結局わかりにくい形で市民負担をふやすことになるんじゃないか。今までやっていなかったことをやるということになれば、やっぱり結果的には市民の負担がふえるということになるんですが、そういうことを意図したこういう改正なのか。本来的な本筋に戻すということをやったのか。そうであるならば、なぜ今なのかというその問題が1つあります。

それから、大変申しわけない。今、島原議員から質問のあったことを受けてするのは失礼なんです。今、市長が互助会の問題で3組合に改正の要望を出してるということなんですが、現状どうなってるのかということ、そして何をどう改正しようとしておるのか。その現状をやっぱりきちっと議会にも示していただきたいと思うんですね。何が問題であったのかということで、ぜひ出していただきたいと思います。

それと、退職金の問題で、基本的には水道会計

におった方が市の本庁に戻ってもその期間を払うということですから、基本的にはすべての今ある水道企業の職員は全部払うということになるんやね、これから基本的にはね。

こうなってくると相当大きな変化になると思うんですが、この辺の是正策とか、今までやってきたこととの整合性からいってどういうふうにするのか。これ一挙にいったら、かなりこれ水道会計、今でも7億円赤字になっとるわけですからね、そういう問題を生じてくると思うんですね。これは今までは政策的な判断で、人件費については、退職金については、全部一般会計で持っておったのかというようなことをもう少し丁寧に御説明いただかないと、これは企業会計だから独立採算でやりなさいとなると、もろにそれは市民に値上げという形で返ってくるわけですね。

そういう点で他市の例もいろいろあると思うんですが、そういう点でなぜ今こういう形に踏み切ったのか。単なる3次の財政再建計画の1つということよりも大きな政策の変更だと思うんで、これは向井市長の政治家としての政治判断でこういう政策変更をしたのか、その辺の原因をきちっと御説明いただきたいと思います。

議長（真砂 満君） 白谷水道部長。

水道部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問にお答えいたします。

昨年までは水道企業会計におきましては、一般会計からの経費を出資金として繰り入れされておったわけでございますが、当然一般会計の財政も非常に苦しいときに来ましたので、今年度この辺をすべて精査をしようということになりました。そのような観点から、当然退職金も応分の負担をする、また一般会計から企業会計へいただくものもはっきりしようというような結論に達してございます。

それで、他市の状況もどんなものかということでございますが、堺市以南を私ども調査しましたが、堺市、高石市が泉南と同じような方式でございます。忠岡もまずほとんど同じ状況でございます。（小山広明君「同じで、改正前と同じ」と呼ぶ） いえ、負担割合の件です、同じというのがね。それで、和泉市、泉大津、岸和田市、貝塚

市がすべて水道会計から退職金を支出してございます。泉佐野市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町が一般会計から負担してございます。

このように3通りの処理の仕方がございまして、どれが一番適切かという問題もあるわけでございますが、やはり公営企業法に載っておるように応分の負担をするのが一番適切ではないだろうかということで、一般会計部局との調整が整ったところでございます。ですから、来年度からは水道企業といたしましても、一般会計からいただくものはすべていただくということで協議が調ってございます。

以上でございます。

議長（真砂 満君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 先ほど市長が3共済の負担率の見直しということを答弁さしていただきました。公務員につきましては、この共済事業を実施していく場合に、個人の掛金と、そして事業所の掛金というのがございます。その率を要するに事業と個人の負担の割合を変更していこうという要望であるということでございます。

そして1つ、先ほど互助会の話が出ましたんで互助会で言わしていただきますと、給料月額に12を乗じまして得た額の1000分の23が事業主、それから個人負担が1000分の14となっておりますけれども、こういった割合について見直しをやっていくということでございます。

議長（真砂 満君） よろしいでしょうか。答弁終わりましたが。 小山議員。

4番（小山広明君） そうすると、公営企業法なんですか、法に基づいてやっとなのに、そのとおりやってないところがかなり各自治体にあるということですね。これは違法ということではないんですか。どっちでもいいということなんですか、はっきり言えば。

どっちでもいいことであれば いや、どっちでもいいことだと思うんです。市なんかでかいところがいわゆる一般会計で見とるわけでしょう、忠岡も。随分違いますよ、これ。それで水道料金がどうのこうの議論しても始まんわね、これ。もとは違うんだから。しかも、給料というのは物すごく大きな額を占めるわけでしょう。それを一

拳に公営企業法だからといってこんなん持つてくるというのは、物すごい大きな政策変更ですよ。あなたの部署と市長部局と話して、はい、わかりましたという話と違うんじゃないですか、これ。市民にも大きな影響を与えることですし、私はこの問題は法的にもどういう問題があるのか、どちらでもいいとなつとんのかどうかですね。そういう問題があります。

それから、この共済費の見直しということで、例えばということで互助会の問題で言われましたが、1000分の14が個人負担、企業の負担が1000分の23。両方合すると、これは1000分の37になるんですね。だから、こういう問題をどうしようとしとんのかですね。

しかも、こういうものは、何に使われとるんかどうかわかりませんが、今よく生命保険の掛金にも使われとるということが新聞の報道に載つとる。本当にその趣旨に沿ったものに補助金が使われておるのかどうか。

また、公務員の皆さんは退職金も当然あるわけなんですが、この互助会の方で退職金を500万とか払っておったという報道もあるでしょう。実質的には税金でその財源になつとるわけですから、そういう問題をもう少し、どういうことが問題で、市民の意見も聞きながら市長は改善の申し入れをするべきじゃないですかね、実態はこうなんだと。何か、新聞に載ったから慌ててそういう行動を起こしとるとというのは、私は余り民主的でないと思いますよ。違いますか。

公務員の皆さんは案外横並びで、ほかの市でやることは大概やってますよ。それはいい意味でそういう問題があるわけですから、ぜひこの問題は実態をきちっと議会にも市民にも明らかにした上で、こういう対応をしたいということをやっぱり明らかにしてもらいたいと思うんですね。この場ですぐ資料はないと思いますので、ぜひこの案件も付託議案でございますから、ちゃんとやっぱり委員会審議までには各議員にもそういう実態を明らかにしてもらって、そしてどういう点をどう改善してほしいと言つとるのかということをやっぱり明らかにしていただきたいと思います。

私はそういう要望をして、終わるときです。

議長（真砂 満君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、所管の産業建設常任委員会に付託をいたします。

次に、日程第22、議案第17号 平成15年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第41、議案第36号 平成15年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの以上20件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成15年度各会計決算認定20件については、いずれも議案書の朗読を省略し、まず初めに監査委員より報告を求めます。監査委員 東 重弘議員。

監査委員（東 重弘君） 議長の許可を得ましたので、平成15年度一般及び各会計歳入歳出決算審査の結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき泉南市長より審査に付されておりました一般及び各会計歳入歳出決算について、決算書を中心に井上監査委員と島原前監査委員が審査をいたしました。その結果、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数は関係諸帳簿、諸証書類と符合しており、平成15年度の決算状況が適正であったとの報告を受けております。

なお、審査意見書につきましては、それぞれお手元にお届けしております。

甚だ簡単ではございますが、参考までに審査報告とさせていただきます。

議長（真砂 満君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 質疑なしと認めます。

次に、ただいま一括上程の各会計決算認定20件に関し、理事者から順次内容の説明を求めます。谷 純一収入役職務代理。

収入役職務代理兼総務部長（谷 純一君） それでは、ただいま一括上程されました議案第17号から第36号に至ります平成15年度大阪府泉南市一般会計及び各財産区会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただく必要から提案する

ものでございます。

それでは、各会計の決算の概要につきまして、順次簡単に説明させていただきます。

まず初め、お手元の平成15年度決算書の1ページから8ページにわたります一般会計の決算でございます。歳入決算額208億851万8,464円に対しまして、歳出決算額は211億2,930万9,022円となっております。4億1,163万4,558円の赤字となりました。その不足分といたしまして、同額を平成16年度から繰り上げ充用金により補てん処理をいたしました。

なお、平成15年度のみ単年度収支でございますが、3億2,079万558円の黒字でございます。

続きまして、9ページから10ページの泉南市樽井財産区会計の決算でございますが、歳入決算額6億2,616万5,952円に対しまして歳出決算額が3,812万8,662円となり、歳入歳出差し引き残額5億8,803万7,290円については平成16年度に繰り越しを行いました。

次に、泉南市狐池財産区から同浅草共有山財産区会計までの12財産区の歳入歳出決算につきましては、11ページから34ページにお示しのとおりでございますので、まことに勝手ながら省略をさせていただきますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、特別会計の決算について御説明申し上げます。

35ページから36ページまでの泉南市交通災害共済事業特別会計でございます。歳入決算額570万8,295円に対しまして歳出決算額570万8,295円でございます。歳入歳出が同額で実質収支はゼロでございます。

続いて、37ページから40ページまでの泉南市国民健康保険事業特別会計でございます。歳入決算額54億3,219万2,832円に対しまして歳出決算額55億5,197万1,313円でございます。歳入歳出差し引き額において1億1,977万8,481円が不足しましたので、同額を平成16年度から繰り上げ充用金により補てん処理をいたしました。

続いて、41ページから43ページまでの泉南市老人保健特別会計でございます。歳入決算額4

8億8,768万9,046円に対しまして歳出決算額48億8,729万1,688円でございます。歳入歳出差し引き額39万7,358円につきましては、平成16年度に繰り越しを行いました。

続いて、45ページから47ページまでの泉南市下水道事業特別会計でございます。歳入決算額22億9,587万6,778円に対しまして歳出決算額22億9,587万6,778円でございます。歳入歳出が同額で実質収支はゼロでございます。

続きまして、49ページから50ページまでの泉南市污水处理施設管理特別会計でございますが、歳入決算額4,083万1,770円に対しまして歳出決算額3,613万5,333円でございます。その差し引き残額の469万6,437円につきましては平成16年度に繰り越しを行いました。

最後に、51ページから54ページまでの泉南市介護保険事業特別会計でございます。歳入決算額24億7,242万3,795円に対しまして歳出決算額24億7,716万5,479円でございます。歳入歳出差し引き額について474万1,684円が不足しましたので、同額を16年度から繰り上げ充用により補てん処理をいたしました。

ただいま簡単に御説明申し上げましたが、以上が平成15年度決算の概要でございます。何とぞよろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（真砂 満君） これより各会計決算認定20件に関し一括して質疑を行います。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成15年度各会計決算認定20件につきましては、9名の委員をもって構成する平成15年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって平成15年度泉南市各会計決算認定20件につきましては、9名の委員をもって構成する平成15年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しま

した。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました平成15年度決算審査特別委員会委員9名の選任につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（真砂 満君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

平成15年度決算審査特別委員会委員に、

2番 原 憂子 議員

3番 和 気 信子 議員

5番 木 下 豊和 議員

6番 森 裕文 議員

12番 東 重弘 議員

13番 市 道 浩高 議員

14番 谷 外 嗣 議員

16番 成 田 政彦 議員

18番 巴 里 英一 議員

の以上9名の議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました9名の議員を平成15年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。委員各位におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回本会議は来る22日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。長時間御苦勞さまでございました。

午後7時22分 散会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 真 砂 満

大阪府泉南市議会議員 谷 外 嗣

大阪府泉南市議会議員 島 原 正 嗣